

平成30年 3 月 1 日（木曜日）

第 3 号

平成30年第1回北海道議会定例会会議録

第3号

平成30年3月1日（木曜日）

議事日程 第3号

3月1日午前10時開議

日程第1、議案第1号ないし第97号及び第99号

(質疑並びに一般質問)

○本日の会議に付した案件

1. 日程第1

1. 休会の決定

出席議員 (95人)

議長 101番 大谷 亨 君

副議長 70番 勝部 賢 志 君

2番 阿知良 寛 美 君

3番 浅野 貴 博 君

4番 安住 太 伸 君

5番 池端 英 昭 君

7番 小岩 均 君

8番 内田 尊 之 君

9番 大越 農 子 君

10番 太田 憲 之 君

11番 加藤 貴 弘 君

12番 久保秋 雄 太 君

13番 清水 拓 也 君

14番 千葉 英 也 君

15番 塚本 敏 一 君

16番 道見 泰 憲 君

17番 船橋 賢 二 君

18番 丸岩 浩 二 君

19番 梅尾 要 一 君

20番 菅原 和 忠 君

21番 中川 浩 利 君

22番 畠山 みのり 君

23番 藤川 雅 司 君

24番 白川 祥 二 君

25番 新沼 透 君

26番 赤根 広 介 君

27番 田中 英 樹 君

28番 中野渡 志 穂 君

29番 佐野 弘 美 君

30番 宮川 潤 君

31番 荒当 聖 吾 君

32番 安藤 邦 夫 君

33番 山崎 泉 君

34番 佐藤 伸 弥 君

35番 沖田 清 志 君

36番 笹田 浩 君

37番 松山 丈 史 君

38番 市橋 修 治 君

39番 稲村 久 男 君

40番 梶谷 大 志 君

41番 笠井 龍 司 君

42番 中野 秀 敏 君

43番 野原 薫 君

44番 花崎 勝 君

45番 三好 雅 君

46番 村木 中 君

47番 吉川 隆 雅 君

48番 吉田 祐 樹 君

49番 佐々木 俊 雄 君

50番 田中 芳 憲 君

51番	富原 亮 君	88番	岩本 剛人 君
52番	八田 盛茂 君	89番	遠藤 連 君
53番	松浦 宗信 君	91番	加藤 礼一 君
54番	東 国 幹 君	92番	喜多 龍一 君
55番	内海 英徳 君	93番	竹内 英順 君
56番	大崎 誠子 君	94番	本間 勲 君
57番	小畑 保則 君	95番	伊藤 条一 君
58番	角谷 隆司 君	96番	川尻 秀之 君
59番	小松 茂 君	99番	高橋 文明 君
60番	千葉 英守 君	100番	和田 敬友 君
61番	長尾 信秀 君	欠 席 議 員 (4人)	
62番	中司 哲雄 君	1 番	菊地 葉子 君
63番	藤沢 澄雄 君	6 番	川澄 宗之介 君
64番	村田 憲俊 君	90番	布川 義治 君
65番	北口 雄幸 君	98番	神戸 典臣 君
66番	小林 郁子 君	欠 員 (2人)	
67番	橋本 豊行 君	69番	
68番	広田 まゆみ 君	97番	
71番	中山 智康 君	<hr/>	
72番	大河 昭彦 君	出席説明員	
73番	志賀谷 隆 君	知 事	高橋 はるみ 君
74番	吉井 透 君	副 知 事	山谷 吉宏 君
75番	真下 紀子 君	同	辻 泰弘 君
76番	森 成之 君	同	窪田 毅 君
77番	金岩 武吉 君	公営企業管理者	浦本 元人 君
78番	池本 柳次 君	病院事業管理者	鈴木 信寛 君
79番	滝口 信喜 君	総務部職員監	梅田 禎氏 君
80番	須田 靖子 君	総務部危機管理監	橋本 彰人 君
81番	高橋 亨 君	総合政策部長	佐藤 嘉大 君
82番	佐々木 恵美子 君	総合政策部監	黒田 敏之 君
83番	三井 あき子 君	交通企画監	
84番	星野 高志 君	総合政策部	藪 紀洋 君
85番	三津 丈夫 君	空港戦略推進監	
86番	平出 陽子 君	環境生活部長	小玉 俊宏 君
87番	吉田 正人 君	保健福祉部長	佐藤 敏 君

保健福祉部
少子高齢化対策監 佐藤和彦君
経済部長 阿部啓二君
経済部観光振興監 木本晃君
経済部食産業振興監 田辺利信君
農政部長 小野塚修一君
農政部長
食の安全推進監 森田良二君
水産林務部長 幡宮輝雄君
建設部長 渡邊直樹君
建設部建築企画監 須田敏則君
会計管理者
兼出納局長 辺見広幸君
企業局長 山岡庸邦君
道立病院部長 田中宏之君
財政局長 森隆司君
財政課長 猪鼻信雄君
秘書課長 三橋剛君

人事委員会
事務局長 岡田恭一君

警察本部長 和田昭夫君
総務部長 池田康則君
交通部長 磯部哲志君
総務部参事官
兼総務課長 尾辻英一君

労働委員会
事務局長 中川淳二君

監査委員事務局長 河治勝彦君

収用委員会
事務局長 鳴海正一君

教育委員会教育長 柴田達夫君
教育部長
兼教育職員監 佐藤寛君
学校教育監 村上明寛君
総務課長 岩淵隆君

議会事務局職員出席者

事務局長 赤石剛司君
議事課長 小山志津生君
議事課主幹 本間治君
議事課主査 中澤正和君
議事課主任 林幸雄君
同 小倉拓也君

選挙管理委員会
事務局長 清水敬二君

午前 10 時 開議

○議長大谷亨君 これより本日の会議を開きます。
報告をさせます。

〔小山議事課長朗読〕

1. 知事から、説明員の異動について通知がありました。
(上の説明員の異動通知は巻末**その他**に掲載する)

1. 本日の会議録署名議員は、

内 海 英 徳 議員

大 崎 誠 子 議員

小 畑 保 則 議員

であります。

1. 日程第1、議案第1号ないし第97号及び第99号

（質疑並びに一般質問）

○議長大谷亨君 日程第1、議案第1号ないし第97号及び第99号を議題とし、質疑並びに一般質問を継続いたします。

赤根広介君。

○26番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、北海道結志会を代表して、道政執行に関する知事の基本的な姿勢と当面する道政上の諸課題について、知事並びに教育長、警察本部長に質問いたします。

初めに、北海道命名150年と知事の歴史認識について伺います。

高橋道政4期目の総仕上げのときを迎えました。ことしは、北海道命名から150年目の節目の年でもあり、記念行事も多く予定されています。

知事は、年頭所感で、「先人から受け継いできた北海道価値と未来への展望を道民の皆様と共有しながら、世界に挑戦する環境づくりを進め、明るい未来を切り拓き、次代を担う子どもたちにとっても思い出に残る一年にしたい」と述べられ、仕事始めに当たっては、「命名から150年目という大きな節目の年を（中略）知事として迎えることになったことに、深い感慨を覚えるとともに、大きな責任を感じている」「先人がこれまで積み重ねてこられた偉業やその歴史を振り返り、感謝するとともに、世界を見据え、未来を展望しながら、北海道200年に向け、新しい北海道を創っていかねばならないとの思いを強くいたしました」と、職員に対して語りかけました。

また、安倍首相は、年頭所感などで、明治の先人たちに倣って、今こそ新たな国づくりのときだと意気込んでおります。

イギリスの歴史家のエドワード・ハレット・カーは、「歴史とは何か」という著書の中で、歴史とは現在と過去との絶え間ない対話だと述べ、明治維新史研究の第一人者の故田中彰北大名誉教授は、カーの言葉を引き、「過去の事実を謙虚に見詰め、冷静に徹底的に分析することによってのみ、歴史は未来に生かすことが出来る」と説明されています。

知事は、我が国及び北海道の150年の歴史をどのように見詰め、分析し、何を未来に引き継いでいこうとするのか、伺います。

次に、働き方改革についてであります。

安倍首相は、通常国会は働き方改革国会と宣言し、残業時間の上限規制や同一労働同一賃金の実現などを目指した働き方改革関連法案を国会に提出するため、準備を進めております。

働き方改革について、道では、働き方改革推進室を設置し、人口減少下における働き方改革の取り組みを体系的に取りまとめた北海道働き方改革推進方策を策定しています。

知事は、昨年第3回定例会の我が会派からの代表質問に、女性、高齢者などの多様な人材の活躍、長時間労働の是正といった就業環境の改善、新商品、新サービスの開発による付加価値の向上や、ITの利活用による業務の効率化の推進などの生産性の向上を三つの柱として、庁内はもとより、関係機関と連携して、働き方改革の取り組みを推進するとお答えになっております。

第4期高橋道政の総仕上げに当たり、道の働き方改革の三つの柱は、実現に向け、どのように取り組まれようとしているのか、伺います。

次に、人口減少と北海道創生に関し、若者の道内定着について伺います。

2017年の住民基本台帳に基づく人口移動報告によりますと、道内では、札幌圏に人が集まる一方、若者を中心に、札幌から本州、特に東京圏へと人が流れる傾向は一向に是正される兆しがなく、昨年1年間の社会減は約6600人と、22年連続で減少しています。

これで、高橋道政が始まってから、毎年、本道の人口が減り続けたことになりましたが、知事は、転入者数は3年連続の増加で、転出者数は2年連続で減っていると、全く危機感の感じられない発言をされています。転入者がふえたといっても、前年からわずか17人でありまして、転出者は288人減ったにすぎません。

道でも、人口ビジョンのもと、北海道創生総合戦略を策定し、人口減少問題対策本部を中心に施策を展開していることは承知しておりますが、札幌一極集中や人口減少がとまりません。

若者の減少は本道に限ったことではなく、2000年から2015年の16年間で、東京圏以外の15歳から29歳までの若者人口は532万人も減っており、東京圏などに引き寄せられています。

国では、東京圏への若者の流入を抑制するため、東京23区の大学などでは収容定員の増加を認めないこととするとともに、地域における若者の修学、就業を促進するため、新たに、地域における大学振興・若者雇用創出のための交付金制度を創設するなど、東京一極集中の是正に向けた施策を展開することとしております。

道では、創生総合戦略推進の中心組織として設置している北海道創生協議会を今年度は2回開催し、直近の昨年11月には、「若者の呼び込みと定着に向けて」と題し、地域で移住サポート情報の提供などを手がけている若い2名の方をゲストスピーカーとして招き、実践に基づくお話を聞かれています。

知事は、この会議で、若者の呼び込み支援は若者の手で行うべきと発言されており、私も同感ではありますが、どのように若者の意見を施策に反映させる仕組みをつくり、具体の施策に取り入れていくのか、伺います。

また、新たな交付金制度をどう活用していくのか、あわせて伺います。

次に、SDGsの推進についてであります。

我が会派では、国連が2030年までの達成を目指す持続可能な開発目標——SDGsに積極的に取り組むことが本道の創生にとって必要不可欠であるとの観点から、道としての推進体制の整

備や、優先的に取り組む目標とターゲットの検討、ビジョンや進捗計画の策定などを求めてきました。

知事は、仕事始めの挨拶や執行方針でもSDGsに触れられましたし、北海道グローバル戦略など、道の特定分野別計画の改定などに当たっては、SDGsをめぐる動きを紹介するなど、それなりに努力をされていることは認めますが、まだまだ不十分だと指摘せざるを得ません。

道内でも、平成23年度に環境未来都市に選定され、政府主催の第1回ジャパンSDGsアワードで最高賞の総理大臣賞に選ばれた下川町が、SDGsの実現に向けた政策などを研究する地球環境戦略研究機関と連携協力協定を結び、エネルギーの自給など、2030年のビジョンを示す下川町版SDGsを年内にも策定するなど、先駆的に取り組んでいる事例もあります。

国連広報センターの根本所長は、「生物多様性や再生可能エネルギー、先住民族の問題…。北海道にはSDGsの『種』がたくさんある、多くの道民に関心を持ってほしい」と語っております。

最近、新聞紙上でもSDGsの文字を目にすることが多くなりましたが、残念ながら、道民の認知度は決して高いとは言えないと考えます。

知事は、道内での広がりをどのように図っていくのか、伺います。

また、SDGsは、民間企業と一体となって、貧困の撲滅、気候変動対策、女性の社会活躍推進といった社会的課題を解決することを目指しており、世界的には、投資の分野においても、環境問題や社会的課題への対策に熱心で、企業統治にすぐれた企業へ優先的に投融資をするESG投資が注目を集めております。

北海道総合計画では、海外からの投資の促進をうたっており、企業のSDGsに対する取り組みを促すことが必要と考えますが、見解を伺います。

次に、交通政策に関し、初めに、北海道総合交通政策指針について伺います。

道では、本道の発展と、地域で安全、安心に暮らすことができる交通の維持確保を図るとともに、国内外から多くの人や物呼び込み、交流人口や物流の大幅な拡大を実現する交通の整備拡充を進めることにより、世界を引きつけ、地域の未来をつくる交通ネットワークの実現を目指し、北海道交通政策総合指針を年度内に取りまとめるとしております。

しかしながら、今日のJR北海道の事業範囲の見直し問題に見てとれるように、現状では、本道の交通政策に関しては、行政、交通・物流事業者などの連携が十分図られているとは言いがたく、今後、関係機関との適切な役割分担や情報の共有などを図り、指針に掲げる政策をいかに実現できるかが問われております。

この点で、交通政策総合指針においては、交通・物流事業者や関係機関などが参画する会議を新たに設置することなどが明記されておりますが、指針が示す2030年度のあり方はもとより、2020年度までに取り組むこととしている重点戦略の推進においても、スピード感を持ち、確実に取り組むための体制づくりが必要であり、北海道運輸交通審議会でも同様の意見が出されております。

交通政策総合指針で掲げる、道民の暮らしと本道経済を支える総合的な公共交通ネットワークの実現に向け、知事の強力なリーダーシップが必要であることは言うまでもありませんが、施策の推進体制や進捗管理を含め、どのように取り組まれるのか、所見を伺います。

次に、観光列車についてであります。

国は、J R北海道の線路を貸し出し、道内に観光列車を走らせる仕組みづくりを進めることを表明しました。実現すれば、線路の使用料はJ R北海道に支払われることが想定されることから、J R北海道への支援策の一環として、この仕組みの導入を急ぎ、来年度中にも制度を整えて、再来年度には観光列車を走らせる鉄道事業者の公募を始める方針と承知しております。

J R北海道の経営再生に向け、抜本的な支援とまではならなくても、本道の恵まれた自然環境などは国内外の旅行者に人気も高く、新たな観光資源の発掘や地域の活性化につながることを期待されます。

知事は、この取り組みをどのように受けとめ、対応されるのか、所見を伺います。

次に、公的支援のあり方についてであります。

交通政策総合指針では、J R北海道の事業範囲見直し問題に関して、鉄道網のあり方について盛り込まれたものの、その内容については、個別線区の存廃の判断や線区の優先度に関する格付を行うものではないとしており、今後、地域における議論を加速していく必要があります。

しかしながら、議論を進めるためにも必要不可欠な公的支援策については、さきのいわゆる3者協議の場においても、国からは、地元の負担軽減策として、道やJ R北海道が挙げている特例業務勘定からの助成、地方交付税など、さまざまな方策を幅広く検討する意向が示されるにとどまる一方で、知事は、新しい公的支援の枠組みを本年7月までにまとめる意向を示しております。

具体の制度設計、支援のあり方について、知事はどのように考え、議論を進め、結論を得ようとするのか、所見を伺います。

次に、事業範囲の見直しへの対応についてであります。

さきに述べたとおり、公的支援の枠組みについて、J R北海道の厳しい経営状況や国の概算要求の期限なども念頭に置いた上で結論を得ようとするのであれば、その財源規模を明らかにする必要があり、そのためには、事業範囲の見直しに対する鉄道のあり方について、方向性を見出していくことが欠かせないと考えます。

これまでの議会議論においても指摘しているように、本問題に関しては、J R北海道自体の持続可能な経営構造の確立と、鉄道網を維持するための安全運行の確保、利便性の向上などを図る方策について、いまだにその全体像が判然としないわけであります。

地域における協議の進捗状況に違いはあるものの、交通政策総合指針の策定後、事業範囲の見直しに関して、さらに地域での議論を深めるために、知事はどのように取り組まれるのか、また、鉄道のあり方については、どのように結論を見出していこうと考えておられるのか、あわせて所見を伺います。

次に、北海道航空ネットワークビジョンについてであります。

本道をさらに活性化させ、交流人口をふやしていく上で、高速交通網のかなめの一つである航空が果たす役割は重要であります。

現在、道内においては、7空港の運営の一括民間委託に向けた取り組みが進められておりますが、一方で、民間委託を選択しない空港も含めた道内13空港のネットワークの充実に向けた取り組みは、間断なく、そして、民間委託の実現を予定している2020年度までの期間は、道を初め、関係者が主体的かつ積極的に行う必要があると考えます。

道が今年度中に策定しようとしている北海道航空ネットワークビジョンでは、その目指す姿を「未来をリードする「Hokkaido型航空ネットワーク」の実現」としてはいますが、このHokkaido型とはどのようなもので、どのように実現していくのか、伺います。

また、このビジョンの計画期間は、北海道新幹線が札幌まで延伸される2030年度までであります。航空の分野においては、2020年の空港運営の一括民間委託の実現が、今後の北海道の航空情勢を大きく変革させることになると考えます。

民間委託が実現するまでの間において、ビジョンに位置づけられた施策を積極的に展開するとともに、SPCの決定後は、そことの連携が欠かせないと考えますが、知事の所見を伺います。

次に、行財政運営について伺います。

まず、財政健全化についてであります。

このたび、平成30年度以降の収支対策や、新たに打ち込む業務改革を盛り込んだ、行財政運営方針の後半期の取り組みが示されました。

ここでは、この2年間の取り組みの成果として、業務改革と歳入歳出の全般にわたる徹底した行財政改革に取り組んできた結果、収支不足は着実に改善してきたとの認識を明らかにし、20年間続いてきた給与の縮減措置も平成30年度をもって終了するとしております。給与縮減の取りやめは、優秀な職員確保の観点から必要な措置であると考えます。

この間の取り組みを否定するものではありませんが、2年前の行財政運営方針で示された平成30年度の収支不足額は320億円でしたが、今回は410億円と、不足額がふえておりますし、計画期間中、平成27年度水準を上回らないよう、実質公債費比率の改善に取り組み、中長期的には、地方債の許可団体基準の18%未満を目指すとしていた財政健全化目標については、「道財政の着実な健全化を進め、財務体質の改善を図るため、目標である「収支均衡の財政運営」と「実質公債費比率の改善」の達成に向け、最大限の取組を継続する。」と表現が後退し、道債残高も、平成30年度末で5兆7800億円と、前回より1400億円もふえています。

このような状況で、道財政は本当に健全化に向けて進んでいるのでしょうか。改めて、道財政についての認識と今後の方針を伺います。

次に、行政改革についてであります。

行政改革の取り組みとして、現行の行財政資源を有効活用し、より多くの資源を道民サービスの向上に振り向けていく取り組みを拡充強化するという基本的な考えのもと、関連する推進事項

を、道庁の生産性向上に向けた業務改革として、新たな一つの区分に設定した上で、一体的に推進することとしております。

道庁の生産性向上とはどういったことなのでしょう。内部業務の減量化といった取り組みが示されておりますが、在宅勤務を含むテレワークの導入といった、職員の多様な働き方の実現も、時間の有効活用に加え、人材の確保や育成の面での効果が期待され、生産性向上に資するものであり、こうした視点も含めて、幅広い取り組みを進めていくべきと考えます。

知事は、どのように生産性の向上を図っていこうとしているのか、見解を伺います。

次に、道政上の諸課題について伺ってまいります。

初めに、戦略的海外展開における人材の育成についてであります。

知事は、来年度予算案を発表した記者会見で、アジアを中心に北海道ブランドの高まりを実感している、世界を見据えた果敢な挑戦という視点で施策を展開していくと述べられています。

また、昨年12月には北海道グローバル戦略を策定し、世界に売り込む、世界とつながる、世界と向き合うという三つの視点から、北海道の目指す姿の実現に向けて施策を展開していくとしています。

いずれの視点から施策を進めるにしろ、それを支えるのは人材であります。知事も、執行方針で、「人づくりこそが、あらゆる政策の原点」と述べております。

道では、今年度から、ほっかいどう未来チャレンジ基金により、若者の海外留学や、スポーツ指導者などを目指して海外で資質向上に取り組む挑戦を支援しており、来年度は事業費も増額して充実を図ることとしていることは評価いたしますが、道立高等学校における外国語関連学科などの状況や、グローバル人材の育成を現場などで担う全道の国際交流員や外国語指導助手が、ここ数年、横ばいか減少傾向にあることなどを考えると、昨年策定した北海道総合教育大綱にうたわれている「世界を意識しながら、地域で活躍するグローバル人材の育成」を担保する基盤整備は十分できているのか、疑問があります。

道では、来年度、道内企業の海外進出や販路拡大に向け、ジェトロの香港事務所に職員を派遣するとの報道もありましたが、今後、中長期を見据えた人材の育成をどう進めるお考えか、伺います。

次に、観光振興に関し、新たな財源の確保についてであります。

昨年7月、北海道観光審議会に諮問した、観光振興に関する新たな財源確保の検討について、知事は、審議会から、「先進事例がある宿泊税を参考に、（中略）法定外目的税の導入を検討すること。」とする答申を受けられ、議会にも報告されました。

宿泊税について、我が会派では、厳しい道財政のもとで、ますます増大する観光需要に適切に対応し、本道を世界に冠たる魅力あふれる観光地としてつくり上げていくためには導入がぜひとも必要との立場から、これまでも議論をしておりますが、知事は、このたびの答申の内容についてどのように受けとめておられるのか、伺います。

観光審議会では、答申の取りまとめに先立ち、パブリックコメントを実施し、全部で105件の

意見が寄せられました。

当然、賛成、反対あるいは慎重といったさまざまな意見があったことと思いますが、観光審議会では、特に、反対意見についてはどのような検討がなされたのか、今後、道民の理解を得る取り組みはどのようにするのか、既に導入を検討しているニセコ町、倶知安町に対してはどのように対応されるのか、伺います。

また、答申では、「税額（税率）や免税点の有無、課税免除等については、総合的かつ慎重に判断されたい。」とされていますが、どのような観点から検討し、いつごろを目途に結論を出すおつもりなのか、あわせて伺います。

次に、日本版DMOについてであります。

昨年11月、観光庁は、それまでの登録候補法人のうち、41法人を日本版DMOとして登録しました。道内では、北海道観光振興機構が広域連携DMOとして、大雪カムイミンタラDMOなど5法人が地域連携DMO及び地域DMOとして登録をされました。

DMOは、もともと、まち・ひと・しごと創生総合戦略で、地方創生の柱の一つとして取り上げられ、観光庁が、地域の観光振興のかじ取り役として、世界水準のDMOを2020年までに100組織形成するとして始まったものでありますが、広域連携DMOに登録された北海道観光振興機構については、DMOに登録される以前と比べて、組織や業務内容にどのような変化があったのか、伺います。

また、今回登録された地域以外の観光地におけるDMO設立の動きはどうなっているのか、あわせて伺います。

次に、中小・小規模企業の事業承継問題についてであります。

中小企業の後継者問題が深刻化しております。政府の試算によりますと、団塊の世代が全て75歳以上となる2025年には、平均引退年齢に当たる70歳以上を上回る中小企業経営者が約245万人に上ると推計され、現状を放置すると、このうち、半数程度は後継者不在となるとしております。

こうしたことから、国では、今後10年間程度を事業承継の集中実施期間として、税優遇を拡大するなど、取り組みを強化することとしておりますが、道内の状況は特に深刻で、後継者がいないとする企業の割合は、全国平均を7.5ポイント上回る74%と、全国の9地域で最も高くなっております。

全てが後継者不在が理由ではないものの、平成29年の道内の休廃業、解散の件数は、倒産件数をはるかに上回る1848件に上っており、地域経済の維持という面からも、事業の承継は喫緊の課題となっております。

道では、昨年3月、地域の経済、雇用を支える小規模企業の事業活動の継続を図るとして、北のふるさと事業承継支援ファンドを5億円規模で立ち上げております。

この支援ファンドの立ち上げに際し、我が会派では、後継者不足に悩む企業経営者の事業承継サポートの必要性を認めた上で、支援ファンドの有効性について質問をいたしました。第三者

による事業承継が進まない要因として、株式の買い取り資金の不足が障害となっており、ファンドが、一定期間、株式を保有することにより、後継者が経営に専念できる環境を整備する旨のお答えがありました。

制度の立ち上げから1年がたちますが、ファンドの利用状況及び活用を含め、今後の後継者不足に対する取り組みについて所見を伺います。

次に、医療・福祉サービスに関し、初めに、地域医療について伺います。

道では、昨年、地域医療構想の推進に関する医療機関アンケート調査を実施しております。これは、関係医療機関へ構想を周知することなどを目的に、928の病院と有床診療所に対し、地域における現状や課題、今後、医療機関みずからが担うべき役割などについて調べたものですが、「平成28年12月に策定した「北海道地域医療構想」の趣旨や内容についてご存じですか。」との設問に、「知っている」と答えた割合は、病院では86.8%と、それなりに周知はされているものの、有床診療所では52.9%という結果が出ております。有床診療所の回答率が52.4%なので、実態は、半数以上の診療所が地域医療構想について知らないのではないかと危惧されるわけであり

ます。

また、医療機関における自主的な取り組みとして、病床機能の転換を予定しているのは13施設の384床にすぎません。

このような実態で、地域医療構想の目標である、今後の医療のあり方や、人口構造の変化に対応したバランスのとれた医療提供体制の構築は可能なのか、前途多難と言わざるを得ません。

知事は、このアンケート結果をどう受けとめ、構想実現に向け、どのように取り組まれるのか、所見を伺います。

次に、医師確保についてであります。

厚生労働省では、医師が少ない区域などで一定期間勤務した医師を評価、認定する制度の創設や、都道府県において、PDC Aサイクルに基づく実効的な医師確保対策を進めるための医師確保計画の策定、地域医療対策協議会の機能強化などを内容とする、医師法及び医療法の一部改正案を今国会に提出する準備を進めております。

医師の偏在は、長い間、課題とされながら、現時点においても解消が図られておらず、一向に是正されておられません。

道では、現在、平成30年度からの医療計画を策定中ではありますが、実効性のある医師確保計画の策定や地域医療対策協議会の機能強化など、法改正を踏まえた取り組みをどのように進めるおつもりか、伺います。

次に、看護師の育成についてであります。

医師不足や偏在を補うことにもつながる看護師の特定行為研修制度が施行されてから、2年4カ月が経過いたしました。この制度は、団塊の世代が全て75歳以上になる2025年を見据えて、増加する在宅医療の需要を支えることを目的に、医師の手順書に従って、専門性が高い診療の補助行為を看護師が行うことを可能とするもので、医師の指示を待たずに、看護師が、患者の容体

に応じて判断し、迅速な処置を講ずることができるようになると期待されております。

国は、2025年までに10万人以上を養成する目標を掲げているものの、2017年6月現在の修了者は、全国でわずか583人で、道内は27人と伸び悩んでいます。

道内では、北海道医療大学など4カ所が研修機関として指定されておりますが、なぜ受講者が伸びないのか、道では、その原因をどのように分析し、今後、制度の普及にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、看護師の確保についてであります。

本道の地域医療を支えるためには、医師確保対策とともに、看護職員の養成確保が重要な課題であります。

道には、看護師養成機関として四つの高等看護学院があり、紋別のように老朽化した施設もありますが、道立高等看護学院のあり方検討会議では、これまでどのように検討し、今後どう進めるおつもりなのか、所見を伺います。

次に、子育て支援についてであります。

北海道創生総合戦略では、人口減少問題への総合的な対応を図るためとして、基本戦略の第1番目に「子どもを生み育てたいという希望をかなえる」を掲げ、地域特性に応じた子育て支援の充実など、4本を主な施策として打ち出しております。

平成30年度予算では、29年度から始めた、第2子以降における3歳未満の保育料の無償化について、対象市町村がふえたことに伴い、事業費は今年度と比較して約4割ふえているものの、妊娠、出産を希望する人を支援するための特定不妊治療費助成などの施策は、軒並み事業費が縮小されております。

人口減少・危機突破は道政の最重要課題であります。このようなことで、全国一のスピードで進む人口減少に歯どめをかけることができると考えておられるのか、知事の認識を伺います。

次に、児童虐待防止についてであります。

年明け早々に明らかになった、道央の児童養護施設で、入所していた女の子に対して当時の職員がわいせつ行為を繰り返していたことについて、知事は、児童虐待は、子どもの成長や心身に影響を与え、時には大切な命をも脅かすもので、虐待を行うことは絶対にあってはならない、被措置児童への虐待の根絶に向けて取り組みを強化する、里親制度にも期待しており、この方面の対策も進めたいと述べられております。

道及び札幌市の児童相談所における虐待相談件数は、ここ数年ふえ続け、平成28年度では合わせて4825件と、過去最多となっております。

昨年4月、北海道社会福祉審議会の児童相談体制のあり方検討部会では、市町村と道の役割分担や児童相談所の体制強化など、5項目にわたる提言を行っておりますが、この提言は、具体的に児童福祉行政にどのように生かされているのか、また、今後、強化に向けた取り組みをどう進めようとするのか、伺います。

次に、北海道文化振興条例などについてであります。

道では、平成6年に北海道文化振興条例を制定しております。平成28年10月1日現在、文化振興のための条例を制定しているのは29都道府県にとどまっております。

道条例は、全国3番目の早さで制定されており、道の文化振興に対する姿勢については高く評価するところでありますが、条例制定から約四半世紀がたち、グローバル化の進展など、社会の状況が著しく変化する中で、文化芸術政策についても、観光、まちづくり、国際交流など、幅広い関連分野との連携を視野に入れた総合的な政策展開が一層求められるようになっております。

国においては、こうした時代の要請に応えるため、昨年6月に、16年ぶりに文化芸術振興基本法を改正し、法律名も文化芸術基本法と改めております。

こうしたことを踏まえ、まず、条例の評価についてであります。昨年の決算特別委員会におきまして、私から、条例に基づき設置された北海道文化基金の状況などについて質問をしましたが、低金利時代を反映して、基金事業もピーク時から約4分の1にまで減少している実態が明らかとなりました。

知事は、こうした実態も踏まえ、条例が果たしてきた役割や成果について、どのように評価されているのか、伺います。

次に、条例などの見直しについてであります。

道では、総合的な文化・スポーツ行政に関する方針を定め、施策を展開していることは承知しておりますが、かなめの条例については、これまで抜本的な見直しがなされておられません。

社会状況の変化や国の動きなども踏まえ、観光、まちづくりなどの関連分野の施策と連携を強化し、本道の宝ともいべきアイヌ文化、縄文文化の振興施策の充実を図るなど、新たな視点で文化振興条例や振興指針を見直す必要があると考えますが、知事の所見を伺います。

また、文化芸術基本法では、努力規定ではありますが、地方公共団体にも、国が策定する文化芸術推進基本計画を参酌して、地方文化芸術推進基本計画を定めるよう求めておりますが、どのように対処されるのか、あわせて伺います。

次に、1次産業の振興に関し、初めに、農泊について伺います。

農業や漁業など1次産業を体験することができ、古民家など、日本古来の家屋での宿泊体験ができる、いわゆる農泊が新たなビジネスとして注目されています。

観光立国推進基本計画では、農山漁村滞在型旅行をビジネスとして実施できる体制を持った地域を2020年までに500地域創出することとしており、農水省においても、農泊の推進に力を入れております。

来道外国人も順調に伸びておりますし、6月にはいわゆる民泊法が施行され、従来の旅館業法で許可を受ける農家民宿に加え、空き家などの活用がよりしやすくなります。

道内でも、古民家などを改装して農泊に取り組む地域も幾つかあると承知しておりますが、推進のためには、農家や漁師だけではなく、飲食店、小売業など、地域が一丸となった取り組みが必要であり、それらをコーディネートする組織が必要と考えます。

知事は、農泊の推進にどのような方針で臨まれ、どのような支援策を講じるのか、所見を伺い

ます。

次に、CLTの実用化についてであります。

戦後に植林されたカラマツなどの人工林資源が充実し、最近では、伐採される木材の9割を人工林材が占めるなど、道内の人工林資源が本格的な利用期を迎えたことを踏まえ、道では、昨年3月、北海道森林づくり基本計画を改正するとともに、道産CLT利用拡大に向けた推進方針を策定し、中高層建築物や非住宅分野での木材利用など、需要の創出、拡大と、供給体制の整備を進めております。

また、道産木材を活用したCLTの実用化については、北海道創生総合戦略でも、重点戦略プロジェクトの一つとして掲げ、2016年4月には、CLT関係の建築基準法に基づく告示が公布、施行され、一般利用が始まったばかりではありますが、地方創生にもつながる新産業として国が期待する分野となっております。

推進方針では、平成32年度までを需要創出期、平成33年度から37年度までを需要拡大期と位置づけ、取り組みを進めるとしてありますが、時の流れが速い現代社会において、スピード感がないように感じられます。

実用化に向けた取り組みの加速化は考えられないのか、知事の見解を伺います。

次に、建設産業支援についてであります。

先日、北海道建設産業支援プラン2018の原案が示されましたが、ここでは、建設業の役割を、社会経済活動の基盤となる社会資本整備、地域の雇用創出や経済発展への寄与などにあると規定し、プランは、建設産業の持続的発展に向けた道としての支援策を総合的に取りまとめるものとされております。

建設業をめぐるのは、建設投資額がここ数年は増加傾向にありますし、営業利益率も改善傾向にあるなど、明るい材料もありますが、就業者の高齢化の進展に伴う次世代への技術承継、社会保険未加入対策や、長時間労働の是正など、働き方の抜本的な改善に向けた課題が山積をしております。

道は、これまでの建設産業支援の取り組みの成果と課題をどのように総括し、支援プラン2018では特にどこに重点を置いて支援施策を展開しようとしているのか、伺います。

次に、防災対策に関し、まず、北海道沖大地震について伺います。

昨年12月に、政府の地震調査委員会は、北海道東部の千島海溝で、マグニチュード9クラスの超巨大地震が今後30年以内に7%から40%の確率で起きるとの予測を公表しており、揺れや津波の詳しい予測はこれからとのことですが、津波は最大で20メートルを超える可能性があると言われております。

調査委員会は、2004年の長期評価で、千島海溝に沿う十勝沖や根室沖、色丹島沖、択捉島沖で巨大地震を想定していましたが、2011年の東日本大震災の直後から、北海道沖でも同様の連動地震が起き得るとの警告が研究者から出されたのを受け、13年前の予測を大幅に見直したのが今回の予測であります。

道では、十勝、釧路、根室地域の地震による被害想定と太平洋沿岸津波浸水想定を既に公表しておりますが、今回の予測を踏まえた被害想定の見直しなどが必要と考えます。対処方針について伺います。

次に、火山噴火についてであります。

2014年の御嶽山に続き、ことし1月には、草津白根山で死傷者が出る噴火災害が発生いたしました。草津白根山では、近年、噴火を繰り返してきた北側に観測網が集中し、噴火レベルに応じた規制範囲も北側が中心で、今回噴火した本白根山は南側であり、監視カメラの対象から外れ、いわゆるノーマークであったということでもあります。

現在、24時間体制で監視している常時観測火山は、道内では、北海道駒ヶ岳や有珠山などの9カ所となっております。

火山噴火に対しては、地域防災計画で避難計画などが盛り込まれておりますが、小規模な噴火でも被害が出かねない観光地周辺でノーマークとなっている地域について、どのような対策がとられているのか、伺います。

次に、教員の働き方改革についてであります。

教員の働き方については、2016年度の道教委の勤務実態調査によりますと、中学校では47%の教員、小学校では23%の教員が、いわゆる過労死ラインに相当する週60時間以上の勤務をしていたことが判明いたしました。また、小中学校の教頭、副校長の約7割が、過労死ラインの月に80時間を超える残業をしていたことが明らかになっております。

文部科学省の調査でも同様な勤務実態となっており、教員が、ゆとりを持って子どもたちに向き合い、寄り添った教育を行うことが、全国的に極めて困難な状況となっております。

文科省では、中央教育審議会からの中間報告を受けて、昨年12月、学校における働き方改革に関する緊急対策を取りまとめております。ここでは、業務の役割分担、適正化を着実に実行するための方策、学校における働き方改革の実現に向けた環境整備などについて示されております。

しかし、業務の役割分担については、登校時の見守りや給食費の徴収、管理などは、学校以外が担うべき業務、さらに、部活動の指導や校内清掃などは、必ずしも教師が担う必要のない業務と整理され、内容に応じて外部人材や地域ボランティアを活用するなど、担い手を教員以外に移すべきとしておりますが、現実には教師がかかわることになると思われま。

また、教師の業務の負担軽減についても、サポートスタッフの参画、事務職員や外部人材との連携協力を求める内容となっておりますが、これも同様と考えます。

このたびの緊急対策について、教員の過重労働の解消にどの程度効果があると考えておられるのか。国の予算に、環境整備としてそれぞれ計上されておりますが、これで万全と考えておられるのか、あわせて教育長の見解を伺います。

次に、アクション・プランについてであります。

道教委は、これまでも、教育職員の時間外勤務等の縮減に向けた取組方策を進めてまいりましたが、実効は上がっておりません。

このたび策定される教育計画における位置づけについて、アクション・プランが示され、関連予算を計上しておりますが、これで過重労働の解消がどのように図られるとお考えか、推進体制についてはどうされるのか、あわせて教育長の見解を求めます。

次に、公安問題について伺います。

まず、高齢者に対する交通安全指導についてであります。

昨年1年間の道内の交通事故による死者数は、前年より10人少ない148人で、交通事故統計の記録がある昭和22年以降、最も少ない死者数となりました。これもひとえに、道警察を初め、交通安全に携わる関係者各位の不断の努力のたまものと敬意を表します。

しかし、死者数の内訳は、ここ数年、減少傾向にあるものの、相変わらず65歳以上の高齢者が半数以上を占めるとともに、死亡事故の第1当事者となった年齢別割合も、高齢運転者によるものが一番多くなっております。

昨年、高齢運転者対策の推進を図るため、道路交通法が改正され、認知症などに対する対策が強化されましたが、運転免許証保有者に占める高齢者の割合は毎年高まっており、2025年には、団塊の世代が全て、運転免許証更新時の認知機能検査の対象となる75歳以上となります。

最近では、損害保険会社が、高齢の親を持つ子どもも視野に入れた運転支援・見守りサービスを拡充しておりますし、運転状況を映像で記録するドライブレコーダーを無料で貸し出す取り組みも、官民で広がりを見せております。

福井県警や岩手県警では、75歳以上のドライバーを対象にレコーダーを無料で貸し出し、各警察署の交通安全担当者が映像を確認し、運転上の注意点を高齢者本人に伝えるなど、高齢運転者の指導に活用していると承知しております。

道警察の交通事故防止対策については、昨年の第1回定例会で、我が会派の同僚議員に、道警察独自の施策として、シルバー・ドライバーズ・サポートプログラムを推進しているなどとお答えになっておりますが、高齢運転者はこれからもふえ続けるわけであります。

福井県警などの取り組みも参考に、道警察としても、効果的な交通安全指導に取り組む必要があると考えますが、警察本部長の見解を伺います。

次に、運転免許証の自主返納などについてであります。

改正道路交通法が施行されたことに加え、全国で高齢運転者による交通事故が相次いだこともあり、道内でも、運転免許証を自主返納した高齢運転者が平成29年には約1万3600人と、前年の9700人から飛躍的に増加しております。

しかし、代替移動手段が未整備な中で、周囲が自主返納を促すと高齢者にとって負担が大きい、高齢者が自然な形で返納できるよう行政が中心となって代替手段の整備を進める必要があるとの専門家の指摘もあります。

道内でも、自主返納をした高齢者にタクシー利用券を支給している例もありますが、知事は、自主返納の促進について、どのように認識し、高齢運転者の交通事故防止にどのように取り組んでいかれるのか、所見を伺います。

次に、飲酒運転の根絶についてであります。

飲酒運転による悲惨な事故、そして逮捕者が依然として後を絶たない中、このたび、その先頭に立つべき道職員が酒気帯び運転により逮捕される事案が発生したことは、極めて深刻な事態であると考えます。

道民が一丸となって飲酒運転の根絶に向けて取り組みを進めているさなか、足元の道職員が逮捕されたことについて、知事はどのように受けとめておられるのか、所見を伺います。

また、年度末、年度初めにおいては、職場の歓送迎会などが行われ、必然的に飲酒の機会がふえる時期となることが想定をされるわけではありますが、道職員の飲酒運転の根絶にどのように取り組まれるのか、所見を伺います。

最後に、飲酒運転の根絶に向けた取り組みについてであります。

さきの第4回定例会において、条例策定時の議論の経過及び福岡県の条例を例示しながら、取り組みの強化について伺ったところ、知事は、飲酒運転根絶推進協議会を年内に開催し、条例に掲げる施策などへの御意見を伺う旨のお考えを示されましたが、その後、どのような議論を交わしてこられたのか、伺います。

また、条例制定から2年以上が経過をする中、非常事態とも言える、本道の飲酒運転をめぐる状況に鑑みたとき、必要な検討を早急に行い、条例の強化を図るとともに、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを一層強化すべきと考えますが、どのように取り組まれるのか、知事の所見を伺います。

以上で、再質問を留保いたしまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）北海道結志会、赤根議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の基本姿勢に関し、まず、本道の歴史などについてであります。私たちが暮らす北海道は、縄文やアイヌなど、自然との共生を基本とした独自の歴史と文化のもと、本道の開拓や開発に心血を注いでこられた多くの方々の御努力により、食料の増産、エネルギーの供給などを通じて、我が国の近代化に大きく貢献するとともに、食や観光など、国内外から注目される地域へと発展を遂げてきたものと認識いたします。

北海道命名から150年の年月の中で育まれた農林水産業や寒冷地技術を初め、自然と調和した個性豊かな地域や、おおらかで包容力があり、チャレンジ精神に富んだ道民気質など、その全てが未来に引き継ぐべき大切な財産であるとともに、世界に誇れる本道の強みと考えるものであり、私といたしましては、これらをしっかりと守り、さらに磨き上げ、北海道価値として高めていくための取り組みを積極的に推進し、50年先、100年先を見据えた持続可能な地域づくりにつなげてまいりたいと考えております。

次に、働き方改革の推進についてありますが、本道においては、少子・高齢化や人口減少が進む中、多様な人材の活躍、就業環境の改善、生産性の向上による働き方改革の推進は喫緊の課題であると認識をするものであります。

このため、道では、これらの取り組みを柱とする働き方改革推進方策に基づき、さまざまな施策を推進しているところであり、新年度においては、これらに加え、子育て女性の再就職活動に対する支援、働き方改革に取り組む企業の優良事例の発掘や普及、AI、IoTなどの先端技術を活用した道内企業の生産性の向上などに取り組むことといたしているところでもあります。

道といたしましては、今後とも、庁内はもとより、関係機関などと緊密に連携をし、ワーク・ライフ・バランスの実現と人手不足の解消に向けて、本道における働き方改革の取り組みを推進してまいる考えであります。

次に、若者の道内定着などについてであります。若者を中心とした道外への人口流出を抑制し、地域に呼び込むためには、若者の意見や意向などをきめ細やかに把握しながら、地域への愛着と関心を高める取り組みが必要と認識いたします。

このため、道では、首都圏に暮らす若者との意見交換の場やネットワークづくりを行うとともに、都市部の学生などが、市町村において、地域課題の解決に向けた実践活動を行う取り組みを支援することなどを通じて、移住やU・Iターン施策の効果的な展開につなげてまいる考えであります。

また、現在、国において制度設計を進めている地方大学・地域産業創生交付金などについては、道といたしましても、情報収集に努めるとともに、大学や産業界との意見交換を行うなど、制度の詳細が明らかになった時点で速やかに検討できるよう取り組んでいるところでもあります。

次に、SDGsの推進についてであります。経済社会、環境をめぐる広範な課題に取り組むSDGsは、国際社会全体の目標であり、その達成に向けては、市町村や民間企業など、多様な主体の取り組みが重要であると考えられるものであり、道といたしましては、多くの道民の皆様方の理解が広がるよう、早期に全庁横断的な体制を整備するとともに、新年度には、新たなビジョンの策定を目指してまいる考えであります。

また、企業によるSDGsの取り組みは、環境や社会などに配慮して、すぐれた経営を行う企業への投資、いわゆるESG投資を呼び込み、企業の価値向上にもつながると期待されることから、持続可能な地域社会の形成に向けて、道内企業へのSDGsの普及に努めるなど、一層の取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、交通政策総合指針についてであります。人口減少が進行する中、インバウンドの急増や道内の7空港の運営の一括民間委託、さらには、JR北海道の事業範囲の見直しなど、本道の交通を取り巻く環境変化に的確に対応し、本道の確かな発展につなげていくためには、道民の皆様方の暮らしや産業経済を支える総合的な公共交通ネットワークの実現に向けた取り組みを戦略的に推進していくことが重要であると認識いたします。

新たな指針の推進に当たっては、審議会のもとに、交通、物流に携わる事業者や関係機関が事業実施に向けて取り組む連携会議を設置するとともに、2020年度までに集中的に取り組む重点戦略では、インバウンド加速化やシームレス交通といった各方策の実現に向け、それぞれの地域での推進体制を構築するなど、交通事業者はもとより、道や市町村など、あらゆる関係者が協働し

て、本道のさらなる発展を支える交通ネットワークの実現に向け、積極的に取り組んでまいりる考えであります。

次に、観光列車についてであります。道では、これまで、北海道にふさわしい観光列車を検討するため、有識者や観光関係者で構成する検討会議を設置し、運行ルート、実施時期、収支などの課題について議論するとともに、本年度は、道北と道東でモニターツアーを実施し、ツアー参加者や自治体に対するアンケート調査を初め、運行に係る経費の調査など、観光列車の運行に向けて検討を進めているところであります。

こうした中、先般、国において、本道の豊かな食や多様な観光資源を活用した観光列車の具体的な検討を進めるとの考えが示されたことは、強い追い風と期待感を持って受けとめているところであり、道といたしましては、今後とも、国やJR北海道とも十分に連携を図りながら、鉄道を生かした、北海道ならではの魅力あふれる観光列車の実現に向けて、引き続き検討を進めてまいりる考えであります。

次に、鉄道網のあり方についてであります。このたびの答申においては、道内の鉄道網が直面する厳しい環境や鉄道が果たしている役割などを踏まえ、将来を見据えた鉄道網のあり方が示されたところであります。個別の線区について、存廃などの結論や優先度を示したのではなく、今後、地域での検討協議を進めるに当たり、重要な道しるべになると考えるものであります。

道といたしましては、今後、鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の報告内容や答申で示された考え方について、地域での情報提供を丁寧に行うなど、JR北海道はもとより、道や国も参画をし、地域の皆様と、おのおのの实情や線区の特性を踏まえた検討協議をさらに加速させていく考えであり、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めながら、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、交通ネットワークビジョンについてであります。広域分散型の本道においては、遠隔地を短時間で結ぶ航空路線が果たす役割は重要であり、ビジョンにおいては、本道と海外や道外との路線のみならず、離島を初め、広大な道内の各地域を結ぶネットワークの充実を図り、本道の経済を牽引しながら、道民生活を支えるHokkaido型航空ネットワークの形成を目指すこととしているところであります。

ビジョン推進のためには、道内7空港の運営の一括民間委託は重要な取り組みでありますことから、道といたしましては、選定される運営権者との連携を密にするとともに、引き続き、民間委託を選択しない空港の活性化に積極的に取り組み、航空振興基金を活用して、13空港全体の航空ネットワークの充実強化に取り組んでまいりる考えであります。

次に、財政運営についてであります。道では、これまで、大雨災害への対応や道内経済の状況などに配慮する一方で、さまざまな行財政改革に取り組んできた結果、収支不足は縮小傾向にあり、実質公債費比率も一定程度改善してきたところであります。

しかしながら、平成30年度以降も依然として収支不足が見込まれ、実質公債費比率も高い水準

で推移する見通しにあるなど、道財政はいまだ脆弱な構造にあるところであります。

このため、今後の財政運営に当たっては、行財政運営方針に掲げた、収支の均衡や実質公債費比率の改善といった目標の達成に向け、引き続き、後半期の取り組みに沿って行財政改革に全力で取り組み、道財政の健全化を着実に進めてまいります。

次に、道政上の諸課題に関し、まず、観光振興に係る新たな財源の確保についてであります。このたびの観光審議会からの答申については、さまざまな意見が寄せられたパブリックコメントの結果を十分に考慮しながら、外国人観光客の急増に伴う受け入れ体制の整備など、新たな行政ニーズへの対応に向けて、必要な施策と財源確保策などを取りまとめていただいたものと認識いたします。

今後、私といたしましては、この答申を初め、これまで実施してきた地域意見交換会での意見も踏まえ、道議会での御議論をいただきながら、新たな財源の確保について検討を進めることにより、国際的に質や満足度の高い観光地づくりに取り組んでまいる考えであります。

なお、財源の確保策の検討に当たっては、引き続き、道民の皆様の理解を得るよう努めるとともに、宿泊税の導入を検討している道内の自治体については、情報交換などにより、その動向を把握してまいります。

次に、地域医療構想についてであります。この構想の実現に向けて、医療機関相互の機能分担や連携体制の構築を進めるためには、今後とも、2次医療圏ごとの地域医療構想調整会議において、十分な協議を行っていく必要があります。そのためには、医療機関を初め、関係者の理解を深めていくことが重要であります。

道では、地域医療構想の推進に関する医療機関アンケートの実施等を通じ、構想について改めて周知と理解の促進を図ったところであり、引き続き、各圏域での調整会議や専門部会等において、他の地域のすぐれた事例とその効果、各種データ等の情報提供を行いながら、病床機能の分化や医療機関相互の連携などについて、より積極的に議論を進め、地域の実情に即した医療提供体制の構築に取り組んでまいる考えであります。

次に、医師確保対策についてであります。地域における安定した医療提供体制を構築するためには、医師の確保が大きな課題となっており、道では、3医育大学、道医師会、市町村などで構成する医療対策協議会を設置し、自治医大卒業医師や地域枠医師の配置、ドクターバンク事業など、医師確保対策に幅広く取り組んできたところであります。

現在、国では、医師の地域偏在対策として、医師確保計画の策定や医療対策協議会の機能強化、臨床研修病院の指定権限の移譲など、都道府県における医師確保対策の実施体制の強化に向けた関係法の改正の議論が進められているところであり、道といたしましては、こうした動向を十分注視しつつ、医育大学や医師会などとの連携を一層強めながら、実効性の高い医師確保対策を推進していく考えであります。

次に、道立高等看護学院についてであります。道内の4カ所の道立高等看護学院の今後のあり方などについては、入学者、就業の状況、教員や実習施設の確保など、現状と課題について、

検討結果を平成27年に取りまとめたところであります。

その際、将来の方向性などについては、看護職員の需給見通しを踏まえて検討することとしたところであり、今後、国から示される方針に基づく道内の需給見通しの策定にあわせて、新年度から検討会議を再開することとし、医師会や看護協会等の関係団体、地元関係者の御意見も伺いながら、看護職員に求められる役割の変化や働き方改革の動向なども十分考慮し、検討を進め、新年度内に、一定程度、将来の方向性を示してまいる考えであります。

次に、子育て支援についてであります。人口減少の克服に向けては、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりが重要であるとの認識のもと、結婚や子育てなどのライフステージに応じた取り組みの充実を図るため、結婚を希望する方々への支援や、特定不妊治療費の助成、保育料の無償化など、各般の施策を推進してきているところであります。

新年度は、これらの取り組みを一層効果的に推進することに加え、新たに、企業と連携した子育てを応援する環境づくりを初め、保育士の専門性向上を図るキャリアアップ研修や、働き方改革に取り組む企業の優良事例の発掘、普及、学校と家庭、地域の連携協働の仕組みづくりなど、施策間で連携を図りながら、全庁を挙げて少子化対策を積極的に推進してまいります。

次に、今後の文化振興施策についてであります。国においては、昨年6月、文化芸術振興基本法を改正し、まちづくりや観光振興など、さまざまな分野に文化芸術を取り込み、新たな価値を創出することとしております。

道といたしましては、これまで文化振興条例が果たしてきた先駆的な役割を踏まえ、国の新たな動きなどを参酌しつつ、条例に基づく各種施策の進捗状況や、地域の文化振興に関する課題、ニーズを把握するとともに、文化審議会を初めとする関係者の御意見を伺いながら、本道の特性を生かした文化振興施策のあり方について検討してまいります。

次に、農泊の推進についてであります。美しい景観や豊かな農畜産物に恵まれた本道の農村には、多くの都市住民や外国人観光客の方々が訪れており、こうした交流人口の増加は、新たなビジネスとして、地域の活性化や雇用の拡大につながる可能性を有するものであります。

農泊を初め、農村ツーリズムを一層推進するためには、宿泊や飲食、農業体験などのノウハウを有する方々の連携が有効であると考えられるものであり、道といたしましては、こうした地域ぐるみの受け入れ体制づくりに必要な地域構想の策定や人材育成などへ支援を行うとともに、全道的なネットワーク化、効果的な情報発信の取り組みを積極的に推進してまいります。

次に、建設産業支援プランに基づく施策の展開についてであります。道では、現行のプランにおいて、経営力や人づくりの強化などの支援施策を総合的に進めてきたところであり、営業利益率などに一定程度の改善が見られたところであります。

一方で、建設業を取り巻く環境は、若年労働者の減少、就業者の高齢化など、依然として厳しい状況が続いており、社会資本整備や維持管理など、本来の役割が果たせなくなることも懸念されますことから、新たな支援プランにおいては、週休2日の導入などによる就業環境の改善や、ICTなどを活用した生産性の向上などに重点的に取り組み、地域の安全、安心に欠かせない建

設産業の持続的発展に向けて、一層の取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、地震・津波対策の取り組みについてであります。道では、平成23年の東日本大震災を踏まえ、太平洋沿岸における最大クラスの津波を想定した津波浸水予測図を策定し、これに基づいたハザードマップや避難計画の見直しへの支援、関係市町村と連携した住民参加型の防災訓練などの取り組みを進めてきているところであります。

国においては、現在、今回の地震調査委員会の検討による新たな知見も含めた断層モデルなどをもとに、本道を含む太平洋沿岸の地震防災戦略の改定作業を行っているところであります。

道といたしましては、こうした内容を踏まえ、速やかに浸水予測の見直しを行った上で、被害想定を算定して、今後の国の支援策なども勘案しながら、適切な減災目標の策定を進めるとともに、引き続き、市町村を初め、関係機関と連携協力し、地震・津波防災対策の取り組みを一層進めてまいる考えであります。

次に、公安問題に関し、まず、高齢運転者による交通事故の防止についてであります。近年、高齢に伴う視力や反応力の衰えなど、身体機能の低下等に起因する高齢運転者の事故の割合が高まっており、事故防止に向け、高齢者の方々の理解を得て、運転免許証の自主返納を促すことも効果的な対策の一つと考えているところであります。

一方、広域分散型の特性を有する本道にあって、日常生活を支える移動手段の確保が課題となりますことから、道といたしましては、高齢者交通事故防止連絡協議会や、道に登録をいただいたシルバーアドバイザー店等を通じ、加齢に伴う事故の危険性や自主返納について一層の理解の促進に努めるとともに、高齢者に対する移動支援策等について広く情報提供を行い、地域の実情に応じた取り組みを促すなどして、高齢者の方々の交通安全の確保と、安心して暮らせる地域づくりに取り組んでまいる考えであります。

次に、飲酒運転の再発防止についてであります。平成27年に制定された飲酒運転の根絶に関する条例に基づき、関係機関や道民の皆様方と全道一丸となって、飲酒運転の根絶に向けて取り組んでいる中、道民の先頭に立って取り組むべき道職員が逮捕される事案が発生したことは、まことに遺憾であり、道民の皆様方に心からおわびを申し上げる次第であります。

このたびの事案の発生を組織全体として重く受けとめ、管理職員のリーダーシップのもと、改めて、全ての職員に対し、平成28年7月に策定した「職員の飲酒運転根絶に向けた「決意と行動」」を徹底するよう、直ちに、臨時の部長・振興局長会議を開催し、指示をいたしたところであります。

道といたしましては、早急に、管理職員を初め、新規採用職員を対象とした研修を実施するなどして、職場全体での意識改革をさらに進め、飲酒運転の根絶に向けた取り組みを徹底してまいります。

最後に、飲酒運転の根絶に向けた取り組みについてであります。道では、行政機関や飲食業関係団体等で構成される飲酒運転根絶推進協議会を開催し、関連施策の実施状況等について情報共有を行い、飲食店やイベント会場での啓発事業の充実など、今後の効果的な対策等について意

見を伺うとともに、地域が主体となった行動を喚起するため、地域の交通安全団体やメディア等と連携した対策の検討を進めているところであります。

今後とも、条例に掲げる施策について検証や改善に努め、関係機関との連携のもと、飲酒運転を見逃さないという社会の目を全道に広げていくため、地域の状況に即した啓発活動の促進や警察への通報制度の周知など、効果的な取り組みを展開してまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事より答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 副知事山谷吉宏君。

○副知事山谷吉宏君（登壇）交通政策などについてお答えをいたします。

まず、J R北海道の問題に関し、地域による協力、支援についてであります。このたび運輸交通審議会から答申のあった交通政策総合指針の案では、持続的な鉄道網の確立に向け、それぞれの線区のあり方等が示されたところであり、道といたしましては、これを踏まえ、地域の皆様と、最適な交通ネットワークの確立に向けた議論や具体的な取り組みを一体となって進めてまいる考えであります。

一方、国におきましては、J R北海道の事業範囲見直し問題について、夏ごろまでに方向性を取りまとめいくとの考えを示しており、道といたしましては、今後、J R北海道の経営努力を前提に、市町村の皆様や交通事業者の方々などとともに、負担等も含めた検討協議をさらに進めつつ、道議会での御論議もいただきながら、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めていく考えであり、概算要求の期限なども念頭に、市長会、町村会などとの協議を急いでまいります。

次に、北海道文化振興条例についてであります。平成6年3月に制定された本条例は、文化の担い手が道民であることを基本に、文化振興に対する道の姿勢や役割を明らかにするとともに、文化行政の基本となる事項を定めるものとして、都道府県では全国で3番目に制定されたものであります。

本条例では、単なる理念の規定にとどまらず、安定的に施策を継続できるよう、文化基金を設け、その実効性を確保してきているところであります。

近年、低金利のもとで、基金の運用益は減少しているものの、公益財団法人北海道文化財団を通じ、全道各地の地域が主体となった文化活動を支援してきたところであり、本条例が、本道の文化を通じた地域の活性化などに寄与してきたものと考えているところであります。

最後に、1次産業の振興に関し、CLTの実用化についてであります。道では、現在、道産CLT利用拡大に向けた推進方針を策定し、需要の創出拡大と供給体制の整備に一体的に取り組んでいるところであり、道産CLTを使用した滞在型の研修施設や、耐久性の実証と普及を図る新たなモデル施設の建設が進められているほか、集成材工場において、加工施設の導入などが検討されているところであります。

道といたしましては、今後、公共建築物や住宅などでのCLTの需要拡大を一層推進するとと

もに、供給体制の整備に向けて、道総研林産試験場と連携し、生産コストの低減や、遮音性の向上を図る技術開発に取り組むほか、国の交付金を活用した企業等への支援を強化するなど、推進方針に基づく取り組みを積極的に進めてまいる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）戦略的な海外展開などについてお答えします。

まず、グローバル人材の育成についてであります。世界の中の北海道という視点に立って、実効ある国際化の取り組みを推進していくためには、中長期的な視点に立ちながら、本道の国際化を支える人づくりを推進することが重要と考えております。

このため、北海道グローバル戦略では、国際関連施策の展開方向の一つに、「世界と北海道をつなぐ環境づくり」を掲げ、道内の若者の海外への留学や研修に対する支援を図るとともに、英語教育の充実、国際交流機会の拡大などに取り組むこととしているところでございます。

これらの取り組みは、北海道全体として取り組んでいくことが重要であり、今後も、産学官の連携をより一層深めながら、世界を舞台に活躍できる多様な人材づくりに取り組んでまいる考えでございます。

次に、観光振興に関し、日本版DMOについてであります。広域連携DMOとして正式登録された観光振興機構では、地域のDMOの形成、確立のため、昨年4月から、支援業務を担う専任の職員を配置し、観光地経営の能力を備えた人材育成のための研修会やアドバイザー派遣を行うとともに、国内外のマーケティング調査に基づき、戦略的なプロモーションに取り組むなど、本道観光のかじ取り役としての取り組みを進めているところでございます。

また、道内では、DMO候補法人となっております3団体が、正式登録に向けた検討を進めているほか、新たにDMO候補法人へ登録意向がある団体も全道各地に見られ、道としては、今後とも、北海道運輸局や観光振興機構などと密接に連携しながら、地域におけるDMOの形成、確立に向けた取り組みを促進してまいる考えでございます。

次に、中小・小規模企業の事業承継についてであります。円滑に事業承継を進めていくためには、後継者の育成や確保を初め、税法上の問題、さらには株式の取得など、多岐にわたる課題にしっかりと対応していくことが必要と考えております。

このため、道では、道内の6圏域における事業承継サポートネットワークの整備や、官民の出資による北のふるさと事業承継支援ファンドの設立など、事業承継を支える仕組みづくりを進めるとともに、関係機関と連携しながら、企業からの問い合わせや個別相談に対応するなど、きめ細やかな取り組みを行ってきたところでございます。

現在、ファンド運営者が、企業と、出資に向けて協議を進めているところであり、道としては、早期に成功事例を創出するとともに、このたび拡充されました国の事業承継施策も十分活用しながら、中小・小規模企業の事業承継の取り組みを加速させ、地域における円滑な後継者づくりに努めてまいります。

次に、医療・福祉サービスに関し、看護師の特定行為研修制度についてであります。この制度は、医師の判断を待たずに、手順書により、一定の処置を行う看護師を養成確保するものであり、道では、制度の周知とともに、研修受講における課題の把握を行ってきたところでございます。

この制度につきましては、認知度が低いこと、研修機関が少ないこと、研修が長期にわたることなどの課題があると考えており、今後は、研修機関の指定等を行っている国と協働し、訪問看護の関係団体等と一層密接に連携しながら、効果的な普及啓発の強化を図り、国に対し、必要な制度の改善を要望するなどして、在宅医療等の現場で活躍できる看護師の育成に向けた環境づくりを進めてまいりたいと考えてございます。

最後に、児童相談体制についてであります。昨年4月に北海道社会福祉審議会から示された提言では、本道の児童相談体制の強化に向け、道と市町村の連携体制の構築を初め、市町村の体制整備や児童相談所の専門性の向上などが必要とされたところでございます。

道では、この提言等を踏まえ、市町村職員を対象とした専門研修の実施や意見交換会などを行ってきたところであります。

道としては、今後、提言をさらに具体的な取り組みとして進めるため、包括支援センターの設置を市町村に働きかけるとともに、市町村との連携を初め、児童福祉司などの増員や、職員の専門性の向上に向けた研修体系の充実など、児童相談体制の強化を図り、子どもが安全で安心して生活できる環境づくりに一層取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事窪田毅君。

○副知事窪田毅君（登壇）行財政運営方針などについてお答えをいたします。

まず、行政改革の取り組みなどについてであります。今回お示しをいたしました、行財政運営方針の後半期の取り組みにおきましては、限られた組織体制の中で、より多くの人員を道民サービスの向上に直結する部門に投入していくことが重要でありますことから、ICTを活用した業務の効率化や申請手続の簡素化など七つの項目を、道庁の生産性向上に向けた業務改革として、取り組みを強化いたすこととしたところでございます。

このため、ワーク・ライフ・バランスの推進や業務の効率化につながる在宅勤務を含むテレワークについて、その効果的な導入のあり方について引き続き検討いたしますほか、庁内共通手続の一斉点検などによる内部業務の減量化を進め、徹底した業務の効率化と行財政資源の最大限の活用を図り、組織全体の生産性の向上につなげてまいりたいと考えているところでございます。

次に、防災対策に関し、火山の監視などについてであります。今後の中長期的な噴火の可能性や社会的影響などから、監視・観測体制の充実などが必要な火山として選定されている本道の九つの火山では、監視カメラや地震計が整備され、気象台により、24時間体制で活動が監視をされているところでございます。

こうした中、先般噴火をした草津白根山では、有史以来、初の噴火となった本白根山付近にお

いて、火山活動に特段の変化がないまま噴火が発生したことから、気象庁では、常時観測火山を対象に、過去の噴火地点の精査や、監視カメラを初めとする現在の観測体制を総点検し、今後の観測のあり方について検討することとしたところでございます。

道といたしましては、道内の火山に対する観測体制のさらなる整備が図られますよう、国に対して強く要望いたしますとともに、引き続き、関係機関や専門家の方々との連携協力のもと、火山活動の状況の把握に努め、火山防災の充実に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）北海道結志会、赤根議員の代表質問にお答えをいたします。

教育行政に関し、まず、国の、学校における働き方改革に関する緊急対策についてでございますが、教員の勤務実態は、直ちに改善が必要な差し迫った状況にあるとの認識のもとで取りまとめられた中教審の中間報告を受け、文部科学省では、結論の出たものから逐次実行に移していくという考え方により、昨年12月に、学校における働き方改革に関する緊急対策を取りまとめ、関連する予算を平成30年度予算案に盛り込んだところでございます。

さらに、中教審においては、長時間勤務を是正していくため、教育職員の給与等に関する特別措置法も含む、勤務時間等に関する制度のあり方などについても引き続き検討が行われているところであり、道教委としては、こうした国の動向も注視しながら、定数改善や必要な事業に係る財源措置、さらには勤務時間制度の改善などについて、国に強く要望してまいりたいと考えてございます。

次に、アクション・プランについてでございますが、学校における働き方改革は喫緊の課題であり、その実現のためには、学校はもとより、道教委、市町村教育委員会、さらには、家庭や地域などを含めた全ての関係者が思いを一つにして取り組んでいくことが重要であります。

このため、道教委においては、このたび作成するアクション・プランのもとで、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにすることを目標として、道教委、市町村教育委員会、学校の役割を明らかにするとともに、PTAと連携して、保護者、地域の方々の理解を得ながら、部活動指導員やスクールサポートスタッフといった外部人材の導入、部活動休養日等の完全実施など、教員の負担軽減に向けた取り組みを進めることとし、その推進に当たっては、新年度から、教育部長を座長とする、仮称ではありますが、学校における働き方改革実現本部を設置するとともに、14管内に、教育局と各市町村教育委員会で構成する会議を立ち上げ、毎年度、取り組み状況を検証し、改善を図りながら、働き方改革を着実に進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）北海道結志会、赤根議員の代表質問にお答えをいたします。

高齢運転者に対する交通安全指導についてでございますが、道警察では、平成26年4月以降、昨

年12月末までの間に、延べ1458人の高齢運転者に対し、シルバー・ドライバーズ・サポートプログラムによる指導を実施してまいりましたほか、運転シミュレーターを使用した運転診断により、高齢者の特性に応じた安全指導を行う体験型の安全教室の開催などの取り組みを行ってまいりましたところ、65歳以上の高齢運転者が第1当事者となった死亡事故件数は、平成27年が46件、28年が42件、29年が34件と減少傾向を示しております。

しかしながら、高齢運転者による死亡事故件数は、依然として、死亡事故件数全体の約4分の1を占めますことなどから、道警察といたしましては、これらの取り組みを継続するとともに、道を初めとする関係機関・団体と連携して、いわゆる安全運転サポート車の普及啓発に向けた取り組みを行うほか、他県の事例も参考にしながら、より効果的な高齢運転者の交通事故の抑止対策を推進してまいり所存でございます。

以上であります。

○議長大谷亨君 赤根広介君。

○26番赤根広介君（登壇・拍手）知事の心遣いに感謝を申し上げながらも、答弁いただきましたので、再質問をさせていただきます。

初めに、働き方改革についてであります。

道の働き方改革の三つの柱について、実現に向けた具体的な取り組みを伺ったところ、働き方改革推進方策に基づき、さまざまな施策を推進しているところであり、新年度においては、これらに加え、子育て女性の再就職活動に対する支援、働き方改革に取り組む企業の優良事例の発掘や普及、AI、IoTなどの先端技術を活用した道内企業の生産性の向上などに取り組むこととしている旨のお答えがありました。

しかしながら、予算の概要で「働き方改革の着実な推進」として挙げられている、小規模企業の経営体質の強化や生産性の向上を支援するための小規模企業持続的発展支援事業費などは、事業費が3分の1程度に減っております。

御答弁の最初で、働き方改革は喫緊の課題であるとの認識をお答えになっておりますが、このようなことで、本当に、女性のライフステージに応じた職業生活における活躍の推進、多様な正社員制度やテレワークなど多様な働き方の導入の推進など、本道における働き方改革は前進するのでしょうか、再度の知事の答弁を求めます。

次に、若者の道内定着についてであります。

若者の意見、意向などをきめ細やかに把握しながら、移住やU・Iターン施策の効果的な展開につなげていくとのことですが、ぜひ、意見を聞き放しではなく、具体の施策に結びつけていただきたいと考えます。

先日、都市部から過疎地へ一定期間移住して活性化に取り組む地域おこし協力隊について、北海道は受け入れ数がトップで、任期終了後も派遣先やその周辺の市町村に定住している方が約8割いるとの報道がございました。隊員の4分の3は30代以下の若者が占めております。

定住の促進には、地域おこし協力隊の経験者の力も有効と考えますが、見解を伺います。

次に、SDGsの推進についてであります。

SDGsについては、早期に全庁横断的な体制を整備するとともに、新年度には新たなビジョンの策定を目指す、道内企業へのSDGsの普及に努めるなど、一層の取り組みを進める考えとの答弁で、これまでより一步進んだ姿勢は率直に評価を申し上げる次第でございます。

しかし、ビジョンの策定を目指すとは、策定をしないこともあり得るということなのか。また、道の体系的な取り組み方針もはっきりしない状況の中で、道内企業への普及をどのように図るつもりなのか、所見を伺います。

次に、交通政策に関し、JR北海道の経営再生ビジョンについてであります。

先日の特別委員会におけるJR北海道との議論におきまして、島田社長は、会社の将来ビジョンを平成31年度当初に示す旨の考えを明らかにされました。

道では、これまでも、国への要請の中で、JR北海道に対する指導の徹底として、経営情報の開示を強く求めてきたと承知しておりますが、JR北海道の将来ビジョンは、単に経営に関する情報の一つではなく、JR北海道の経営再生や事業範囲の見直し問題の根幹にかかわる最も重要な要素であると考えます。

さきの議論におきましても、JR北海道は、地域に対して可能な限りの情報提供や丁寧な説明に努めてきたとの認識を示されましたが、本来であれば、企業としての将来ビジョンを明らかにした上で、この問題について地域に相談するのが筋であり、私は、その順序が明らかに違うものと考えます。

まずは、JR北海道に対し、自社の将来ビジョンを早期に示すことを強く求めていくべきと考えますが、島田社長が将来ビジョンを策定する考えを示したことへの受けとめとあわせて、知事の所見を伺います。

次に、地域協議についてであります。

JR北海道が鉄道事業において、今後20年間で必要とする設備の維持補修などの投資規模がいまだ明らかになっていないことが、さきの質疑を通じて判明いたしました。

今般、策定を目指している総合交通政策指針について、本道の発展につながるように、機を逸することなく、その取り組みを進めていくことに、私ももちろん異論はございませんが、この指針の取り組みと、ある意味では表裏一体とも言える事業範囲見直し問題について、JR北海道自体が、肝心かなめの自社の将来ビジョン、今後必要とする鉄道事業における全体的なコストという重要な要素さえも示さない状況において、事業範囲の見直しや地域の負担などを含めた支援のあり方について検討協議を加速させることが適当なのか、将来に禍根を残すことはないのか、北海道のリーダーたる知事の所見を伺います。

次に、公的支援のあり方についてであります。

知事は、さきの答弁で、国も含めた具体的な支援の枠組みについて検討を進めていく考えを示されましたが、どのような場で検討を行っていくのか、所見を伺います。

また、支援の枠組みについて、概算要求の期限なども念頭に置いて協議を急ぐということであ

ります。

しかしながら、国の概算要求を念頭に置くのであれば、おおよその財源規模を明らかにする必要があり、そのためには、いずれにいたしましても、事業範囲の見直しに対する方向性を見出していくことが必要と考えます。今後の対応とあわせて、知事の所見を伺います。

次に、行財政運営方針についてであります。

財政運営については、行財政改革に全力で取り組み、道財政の健全化を着実に進めていくとのことですので、再び人件費に手をつけるような財政状況に陥らないよう、十分留意していただきたいと指摘を申し上げます。

道庁の生産性向上に向けた取り組みとしてのテレワークの導入については、我が会派は一貫して早期の導入を促してまいりましたが、今回も、在宅勤務を含むテレワークについて、その効果的な導入のあり方を引き続き検討するとして、昨年年第3回定例会と全く同じ御答弁でございました。

テレワークについては、各都道府県でも導入が進み、在宅、サテライト、モバイルの3形態のいずれかを実施しているのは35都道府県、在宅勤務については18都府県に上っております。

道でも、サテライトは本格実施、モバイルについては試行中で、在宅勤務についてのみ、導入するか否かの判断は現時点ではできないかのようなお答えであります。

佐賀県では、10年前から在宅勤務に組み込み、業務の質を向上させる経営戦略にテレワークを位置づけ、在宅勤務では、メールやビデオ電話での業務報告のほか、パソコンの起動状況で着離席状況がわかるメッセージングアプリも取り入れ、必要に応じて相互でコミュニケーションが図れる環境を整えております。

組織戦略としてのテレワークを研究している専門家は、テレワーク推進は、ボトムアップではなく、トップダウンで制度化しなければ定着しない、このように指摘をしております。

在宅勤務導入についての知事の见解を伺います。

次に、経済産業の活性化に関し、観光振興について伺います。

観光振興に関する新たな財源の確保について、答申を受けて、道ではどのような観点から検討し、いつごろをめどに結論を出すのか、伺いましたが、そのことについてのお答えが全くありませんでした。

道議会での御議論をいただきながら、新たな財源の確保について検討を進めると言われても、肝心の道の考え方が明らかにならなければ、私たちも議論のしようがありません。再度の答弁を求めます。

次に、中小・小規模企業の事業承継問題についてであります。

中小・小規模企業の事業承継について、事業承継サポートネットワークの整備を進めてきたとのことのお答えであります。

経済産業省では、都道府県が主導し、地域の金融機関や商工会、商工会議所、税理士などと連携した、事業承継を支援する事業承継支援ネットワーク構築事業を実施することとしておりま

す。

この事業と道の取り組みの関係はどのようになっているのか。また、北のふるさと事業承継支援ファンドについては、1年たってもいまだに利用者がいないようですが、企業にとって制度設計がマッチしていないのではないかと懸念をすところであります。あわせて見解を伺います。

次に、医師の確保についてであります。

医師法や医療法の改正を踏まえて、医師確保計画の策定や地域医療対策協議会の機能強化にどのように取り組むのか、お伺いをいたしました。関係法の改正の議論が進められており、動向を十分注視する旨で、明確なお答えがありませんでした。

確かに、法改正や詳細の検討はこれからかもしれませんが、内容については、これまで厚労省の医師需給分科会で検討が重ねられ、方向性はおおむね出ているものと考えます。再度の答弁を求めます。

次に、看護師の育成についてであります。

看護師の特定行為研修制度について、認知度が低い、研修機関が少ない、研修が長期にわたるなどの課題を挙げられましたが、今後、いわゆる団塊の世代が全て75歳以上の後期高齢者になる2025年を目前にして、医療費適正化のためにも、在宅医療の充実は重要であります。

知事は、在宅医療の充実にとって特定行為研修制度が持つ役割をどう認識しているのか、また、道として、制度の普及のために何をすべきと考えているのか、所見を伺います。

次に、北海道文化振興条例に関し、まずは、文化振興施策についてであります。

条例が果たしてきた先駆的な役割、成果については、私も理解をすところではありますが、条例制定から20年以上が経過する中、基金の運用益に比例して、単純に事業費も減少しているのが現状であります。道としての文化振興施策に対する基本的な姿勢が判然としないわけでありませぬ。

基金事業について、平成28年度の特定期間評価においては、低金利により、想定していた運用益が得られておらず、事業内容が限定されていることから、金利情勢に左右されない、長期・安定的な事業実施を検討するよう、意見が付されております。

また、基本評価の事務事業評価においては、自主財源の確保や、北海道文化財団の自立化の推進と、事業に関する適切な成果指標の設定及び事業内容の見直しについて意見が付されております。

これまでの議会議論において、これらの対応をただしてきたところ、次年度事業については、文化芸術活動を支える民間企業との協働による事業の効果的、効率的な展開や、成果指標の設定について検討する旨、お答えになっておりますが、具体的にどのように取り組むのか、伺います。

次に、条例などの見直しについてであります。

新たな視点を加え、条例や指針を見直すべきとの問いに対して、明確なお答えはありませんでした。

知事が御意見を伺う意向を示された文化審議会の過去の議論においては、抜本的に文化芸術振興とはどういうことなのか、行政はどういうところに力を入れるのかなどについて、外部の専門家を交えて施策をつくっていくことが大事ではないか、こういった旨の意見が既に出されております。

さらには、人口減少、少子・高齢化が急速に進む本道において、地域における文化の担い手不足を懸念する声も聞かれております。

一方で、独自の言語や文化を有するアイヌ文化を次世代へ継承するとともに、世界に発信するために、2020年4月に開設が予定されている民族共生象徴空間、縄文遺跡群の世界遺産登録、さらには恐竜化石、そして白老町の飛生アートコミュニティのように、地域の多様な文化を若い世代のアーティストたちが引き継ぎ、発展させていこうとする新たな動きも出てきております。

持続可能な北海道と地域を実現するためにも、これらの、本道の宝ともいふべき貴重な資源を生かした活動が確実に実を結ぶように、機を逸することなく、道としても取り組んでいく必要があると考えます。

文化芸術基本法においては、地方自治体の責務として、「国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」と明記されております。

北海道文化振興条例につきましては、本道における文化振興のかなめでありながら、見直しに関しましては、長年にわたり手つかずという状況であり、先述のような社会的変化、さらには、多様な文化が持つ大きな可能性に鑑み、早急に見直しに取り組むとともに、さらなる文化施策の振興を図るべきと考えますが、どのように取り組むのか、再度、知事の所見を伺います。

次に、農泊についてであります。

農泊を初め、農村ツーリズムについて積極的に推進される考えが示され、ぜひ実行していただきたいと思いますが、推進に当たり、広域連携DMOである北海道観光振興機構を初めとする道内の六つのDMOの活用や、DMOのない地域においては、観光協会などとの連携をどのように図っていくのか、所見を伺います。

最後に、教員の働き方改革についてであります。

道教委では、道内の全ての学校が働き方改革を進めるため、アクション・プランを策定し、1週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにする、このことを当面の目標として取り組みを進めるとのお答えでありました。

小学校で23%、中学校で47%、高校で36%の教員が、国が示す過労死ラインに該当する週60時間以上、勤務している実態をまず是正しようとすることは理解いたしますが、問題は、学校現場での勤務時間の管理のあり方であります。

文科省の2016年度教員勤務実態調査によりますと、小中学校の約7割が、教員の出退勤時間をタイムカードやパソコンなどに記録していないこと、退勤時間については、約6割が報告や点呼、目視などで確認とし、約1割が特に何もしていないとしている、こういった状況が示されて

おります。

今回のアクション・プランでは、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築について、道立学校においては、具体的な方法について検討の上、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築するとし、小中学校は市町村教育委員会の責務であり、高校については、当面、現状をそのまま続けるとしております。

これでは、教員の勤務実態の把握のため、管理職、特に副校長や教頭には、これまで以上に負担がかかるのではないかと危惧するところでもあります。

勤務時間は、現状、どのような方法で把握されているのか、また、道立学校については、3年間のうちにシステムが構築されると考えてよいのか、小中学校は各市町村教育委員会任せなのか、教育長の所見を伺います。

以上、再々質問を留保して、私の再質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）赤根議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、働き方改革の推進についてであります。道では、働き方改革の推進に向けて、これまで、働き方改革支援センターによる相談対応や、人手不足が課題となっている業種の改革プランの作成、普及など、さまざまな施策を推進しているところであり、新年度においては、これらに加え、子育て女性の再就職支援、企業の優良事例の発掘や普及、ICTの利活用などを通じた経営体質の強化、生産性の向上を支援するための研修の実施などに新たに取り組むことといたしております。

今後とも、庁内はもとより、関係機関などと緊密に連携し、本道における働き方改革の取り組みを推進してまいります。

次に、人口減少と北海道創生に関し、まず、地域おこし協力隊についてであります。地域おこし協力隊員の中には、任期終了後に、移住支援事業に取り組むNPO法人を地域で立ち上げた方や、みずからの経験を生かし、移住者の起業・就業支援を行っている方などもおられるところでもあります。

道といたしましても、こうした方々の取り組みと連携しながら、首都圏等で行う移住セミナーなどで、地域での暮らしや仕事について発信していただく機会を設けるなど、地域おこし協力隊の方々の経験も効果的に生かして、若者の移住、定住の促進に一層取り組んでまいります。

次に、SDGsの推進についてであります。SDGsの実現に向けては、多様な主体による幅広い取り組みが必要と認識をしており、まずは、早期に全庁横断的な体制を整備した上で、SDGsの趣旨に対する市町村や民間団体などの理解と参画を促し、官民が一体となった展開が図られるよう、新たなビジョンの策定について検討してまいります。

また、企業等への普及についても、道内の経済団体などと連携を図りながら、各種会議の場などを活用し、既にSDGsに取り組んでいる先進的な取り組み事例を紹介するなどして、道内企

業へのSDGsの普及に努めてまいる考えであります。

次に、交通政策に関し、まず、JR北海道の経営見通しについてであります。JR北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、利用促進や経費節減、さらには、収益が見込める鉄道事業以外の事業の育成など、具体的な取り組みとともに、経営の見通しについても早期に示すことが不可欠であり、道といたしましては、JR北海道に対し、経営再生に向けた考え方を取りまとめるよう、強く求めてまいります。

次に、地域での検討協議についてであります。持続的な鉄道網の確立に向けては、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援と、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要と考えるものであります。

道といたしましては、今後、経営再生に向けた考え方について早期に取りまとめるよう、JR北海道に対して強く求めるとともに、地域の皆様への情報提供を適宜適切に行いながら、おのこの事情や線区の特性を踏まえた検討協議をさらに加速してまいります。

次に、今後の取り組みについてであります。道といたしましては、持続的な鉄道網の確立に向け、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国や市町村も含めた具体的な支援の枠組みについて、国やJR北海道、市町村、町村会などと、それぞれの状況に応じて協議を進めてまいる考えであり、JR北海道に対し、経営再生に向けた具体的な取り組み内容などについて早急に示すよう、強く求めてまいります。

次に、テレワークについてであります。在宅勤務を含むテレワークを実効性ある取り組みにするためには、ICTの効果的な利活用が重要であると認識をいたします。

道といたしましては、仮称・道庁ICT利活用実施計画を策定することとしているところであり、在宅勤務についても、これまでの検討結果等を踏まえて、効果的な導入に向けたあり方について、さらに検討を進めており、既存システムの有効活用、行政情報の電子化の推進など、ICTの利活用に係る取り組み内容や実施時期等とともに、本年度末までに取りまとめている考えであります。

次に、経済産業の活性化に関し、まず、観光振興に係る新たな財源の確保についてであります。私といたしましては、答申の内容について、広く道民の皆様方に周知していくことが必要と考え、道のホームページに掲載したほか、あわせて、観光関係者や業界団体はもとより、慎重な意見の方々にも丁寧に説明し、理解を得るよう努めながら、新たな財源の確保について検討を進めてまいる考えであります。

次に、中小・小規模企業の事業承継についてであります。道では、地域全体で事業承継を支えるため、国に先駆けて、道内6圏域に事業承継サポートネットワークを整備したところであり、今後、国の事業も最大限活用しながら、事業承継の取り組みを促進させることといたしております。

また、事業承継は、後継者の育成や確保、株式の取得など、課題が多岐にわたるため、企業からの問い合わせや個別相談などにきめ細やかに対応しているところであり、道といたしまして

は、官民の出資によるファンドについて、早期に成功事例を創出するとともに、関係機関とのより一層緊密な連携のもと、中小・小規模企業の事業活動の継続を図り、地域経済の持続的発展に努めてまいります。

次に、地域医療に関し、まず、医師確保対策についてであります。道では、国において、都道府県の医師確保対策の強化に向けた議論が進められる中、本年1月、医師が少ない地域への勤務を促進する環境整備や、暫定的に増員された医育大学入学定員の維持など、本道の実情に即した、抜本的で実効性の高い対策を講ずるよう要望したところであり、今後とも、さまざまな機会を通じ、働きかけを行ってまいりたいと考えております。

また、国における検討状況を踏まえながら、地域枠制度のより効果的な運用や、新専門医制度における地域の連携施設の整備に取り組むなど、医育大学や医師会などとの連携を一層強め、医療対策協議会で十分協議を行いながら、医師確保対策の一層の推進に努めてまいります。

次に、看護師の特定行為研修制度についてであります。高齢化が急速に進展する中、医師の判断を待たずに、手順書により、一定の処置を行う看護師の養成確保は、在宅医療等のさらなる推進を図る上で極めて重要と認識いたします。

このため、道といたしましては、地域の病院や訪問看護ステーション等への普及啓発の強化を図るとともに、訪問看護の関係団体等で構成をする協議会において、地域の実情に応じ、研修を受けやすい環境づくりの検討を進め、地域の在宅医療を担う方々との協働のもと、現場で活躍できる看護師の育成に努めてまいります。

次に、文化振興施策についてであります。新年度より、民間等との連携や協働を加速化させるため、これまで文化財団が単独で行っていた人材育成事業を、多様な主体との共催事業に変更するなどの見直しを行うほか、事業参加者の満足度を新たな成果指標に設定し、道民のニーズを的確に把握しながら、事業の改善に反映させていくことといたしているところであります。

道といたしましては、今後、企業等を含めた地域の多様な主体と緊密な連携を図りながら、文化芸術活動に対するきめ細やかな支援や、次の時代を担う人材の育成に向け、事業の一層効果的、効率的な展開に努めてまいります。

次に、今後の文化振興施策についてであります。道の文化振興条例では、縄文やアイヌ文化を初めとする、先人の残した文化を大切に守り育て、新しい地域文化を創造するとともに、これらの文化の恵沢を全ての人々が享受できるよう取り組むとしているところであり、こうした条例の理念を今後も引き継いでいくことが重要と認識いたします。

また、現在、文化芸術基本法に基づく国の文化芸術推進基本計画の策定が進められているところであり、道といたしましては、こうした新たな動きなどを踏まえながら、地域の文化振興に関する課題や新たなニーズを把握するとともに、条例に基づく各種施策の推進状況について、歴史・文化資源を生かした地域の活性化を図る観点からも、点検、改善を行いながら、各地域における文化活動が、次の時代に向けて自主的かつ創造的に推進されるよう、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

最後に、農泊に関し、DMOなどとの連携についてであります。農泊を初め、農村ツーリズムを一層推進するためには、宿泊や飲食、農業体験などのノウハウを有する方々の連携が有効であると認識いたします。

このため、道といたしましては、振興局も参画し、地域の観光を担うDMOや観光協会などと連携を図り、より魅力的な観光資源の発掘、磨き上げ、広域的な地域情報の発信に努めるとともに、先進地域の優良事例の紹介や、地域構想の策定、人材育成への支援などに取り組み、農家の方々だけでなく、観光業や飲食業など、多様な主体が参画した地域ぐるみの受け入れ体制づくりを積極的に推進してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長大谷亨君 教育長。

○教育長柴田達夫君（登壇）赤根議員の再質問にお答えをいたします。

教員の働き方改革に関し、勤務時間の把握についてでございますが、中教審の緊急提言や文部科学省の緊急対策などでは、教員の勤務時間について客観的に把握し集計するシステムを構築するよう努めることと示されているところでございますが、道教委が今年度実施した調査では、ほぼ全ての学校で職員の勤務時間を把握しているものの、88.4%の学校では、管理職員が現認をしている状況でございます。

このため、道教委といたしましては、道立学校において、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを、アクション・プラン期間中の可能な限り早期に構築するとともに、市町村教育委員会に対し、市町村立学校においても勤務時間をよりの確に把握できるよう、積極的な取り組みを促してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長大谷亨君 赤根広介君。

○26番赤根広介君（登壇・拍手）（発言する者あり）御答弁をいただきましたが、再々質問をさせていただきます。

まず、SDGsの推進については、新たなビジョンの策定を検討すると御答弁いただきました。ぜひ、今後、さらなる見える化の取り組みなど、北海道全体でこの取り組みが進むよう、一層の取り組みを求めておきたいと思っております。

ESG投資額の規模は、昨年時点でも、世界の投資額の約4分の1に当たる2500兆円にまで膨らんでおります。ぜひ、優良な投資を北海道としてもしっかりと招き入れる戦略的な取り組みを求めておきたいと思っております。

また、テレワークの導入に向けたあり方の検討についても答弁をいただきました。

今、採用辞退者が6割以上に上る道庁において、ぜひとも、魅力ある職場づくり、そして働き方改革に道庁が先頭になって取り組む、そういった姿勢で、テレワークの導入も含めて取り組みを強めていただきたいというふうに思います。

また、教員の働き方改革につきましては、勤務時間の集計システムを、アクション・プラン期

間中の可能な限り早期に実現していただけるということでした。

数多くある道立学校の中で、時間はかかるかもしれませんが、その期間の3年間で早期に確実に取り組みを進めていただきたいということを再度強く求めておきます。

いずれの点につきましても、これまでの長きにわたる議論の中で、知事を初め、道庁職員の皆さんと一歩ずつ積み上げてきた結果でございます。

しかしながら、観光振興にかかわる新たな財源の確保につきましては、意図的かどうかはわかりませんが、論点をずらした答弁と言わざるを得ないわけであります。

執行部の皆さんと私たち道議会とで見解の相違を見ることは当然起こり得るわけですが、質問に対して正面から答弁をいただけないというのは、議論の場としての議会を否定することにもつながりかねないものと私は考えるわけでございます。

皆さんは、よく答弁で、議会議論を踏まえながらという言葉をお使いになりますが、これがまさに、答弁をつくるためのきれいな枕言葉で終わるようでは、議会議論というものは何のために存在するのでしょうか。

知事の答弁は、私の質問に対するお答えであると同時に、我が会派への答え、そして道議会、さらには道民全体に対する説明であります。この点につきまして、再度、知事に誠実な答弁を求めたいというふうに思います。

最後に、交通政策についてであります。

知事は、J R北海道に対し、経営再生に向けた具体的な取り組み内容などについて早急に示すよう強く求めてまいるとお答えになりました。そのことについては、私も否定をするものではございません。

しかし、さきの特別委員会の質疑を通じて私が感じたことは、いまだに道庁とJ R北海道の認識に大きな隔たりがあるのではないかとということでもあります。

例えば、経営再生ビジョンにつきましても、島田社長は、私に対する答弁の中で、維持困難線区の問題について解決がどうなるかということもしっかり見定めた上で、経営再生ビジョンを策定したいと御答弁されました。しかし、一方で、知事は、早急に示すよう求めていくということでございます。この認識の違いの問題が一つあります。

もう一つ、こういった大事なJ R北海道の考え方がなぜ今ごろになってから表明されるのかということでもあります。

これまで、道庁の皆さんは、表舞台あるいは事務方レベルなど、さまざまなレベルで協議を進めてきたというふうに思っておりますが、なぜ、その中で、こういった最も大事な部分がいち早く道庁に伝えられなかったのか、その連携のあり方について非常に問題があるというふうに私は思います。

かつては社外取締役を派遣しておりましたが、今は派遣していない状況であります。今だけではなく、今後ますます困難さを増していくであろうJ R北海道との協議の中で——例えば、京都府におきましては、はるか前から、J R西日本と京都府とで職員交流を行い、ともに地域の鉄

路を維持発展させる取り組みを進めておりました。これは、昨年、我が会派が、京都府あるいはウィラートレインズの視察に行き、調査してきたことで判明しました。こういったことも含めて、J R北海道と道庁の連携のあり方を知事はどう考え、今後取り組んでいくのか、まず質問をいたします。

さらには、先ほど触れた経営再生のあり方についてであります。まず、その示し方に大きな隔たりがあるわけですので、認識のずれをしっかりと埋めるべく、ここは、道庁のトップである知事と、J R北海道のトップである島田社長がいち早く面会して取り組むよう、私は知事に求めたいというふうに思います。この点について知事はどう取り組まれるのか、最後にお伺いをいたしまして、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）赤根議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、観光振興に係る新たな財源の確保についてであります。さきに実施をしたパブリックコメント等では、懸念する声も寄せられているところであり、答申の中でも、総合的かつ慎重に判断するよう意見が付されているところであります。

私といたしましては、道民を初め、観光業界団体などの皆様方に丁寧な説明を行う必要があると考えているところであります。

次に、J R北海道との連携についてであります。道では、これまで、J R北海道問題などに関し、さまざまなレベルで協議の場を設けてきているところであり、また、必要に応じ、4者会議の場などを通じて、J R北海道との意思疎通に努めてきているところであり、道といたしましては、地域の皆様の思いや道の考え方などをJ R北海道ともさらに共有していくため、今後も、J R北海道との意見交換を重ねながら、一層の連携強化に努めてまいります。

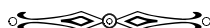
最後に、J R北海道の経営見通しについてであります。J R北海道が、国の支援や、地域による協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、経営の見通しについて早期に示すことが不可欠でありますことから、私といたしましては、J R北海道に対し、経営再生に向けた考え方を取りまとめるよう、さまざまな機会を通じて強く求めてまいる考えであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 赤根広介君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後0時14分休憩



午後1時20分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

森成之君。

○76番森成之君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、公明党を代表し、以下、知事、教育長、警察本部長並びに病院事業管理者に伺います。

まず、知事の政治姿勢についてであります。

国際社会が大きく変化する中、本年、世界人権宣言から70周年を迎えておりますが、国境を超えて深刻化する貧困、格差、差別や偏見がない社会は誰しもの願いであります。

このような中で、国連では、2030年を期限とする持続可能な開発目標として、貧困、飢餓、教育やジェンダー、平和など、17分野にわたる具体的な目標、いわゆるSDGsを掲げ、我が国を含め、全会一致で採択されたところであります。

この中では、単に国ばかりでなく、民間企業やNGO等の役割も重視されており、その意味で、北海道が果たす役割も極めて大きなものがあると考えます。

一方、本年、北海道は命名から150年目を迎えております。この間、急増するインバウンドを初め、農水産物など食品の輸出戦略や、ものづくり産業の振興など、今、北海道はさまざまな分野でグローバルな展開を見せております。

こうした本格的な国際化の潮流を、新時代の北海道づくりに向けた絶好のチャンスと捉え、斬新な発想と大胆な戦略を持って取り組みを加速していかなければならないものと考えます。

そこで、以下伺います。

初めに、新時代の北海道づくりについてであります。

まず、さきの国連で採択された持続可能な開発目標、いわゆるSDGsについてであります。150年を迎える北海道こそが将来に向けて取り組まなければならない課題と考えます。

知事も、さきの道政執行方針の中で、世界とともに歩む持続可能な地域づくりなどと述べられておりますが、今後、本道において、持続的かつ強靱な社会を、誰一人取り残すことなく達成するためには、知事みずからがリーダーシップを発揮して、具体的に取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

また、道としてSDGsを推進するには、少なくとも、さまざまな分野における具体的な目標や計画を策定し、経済界、民間団体などから成る協議機関を設立するなど、積極的に取り組むべきと考えます。あわせて所見を伺います。

次に、ロシアとの交流についてであります。

本年は、ロシア・サハリン州との友好・経済協力提携20周年の節目の年であります。昨年は、夏にロシアで開催された総合産業博覧会——イノプロム2017に知事みずからが参加するとともに、今議会には、日ロ間の幅広い関係の強化と経済交流の拡大に向けた関連予算が提案されております。

そこで伺います。

知事は、新年度、ロシアとの間でどのような具体的な取り組みを重点的に展開しようとしているのか、伺います。

また、近年、ロシア極東地域などにおいては、地域住民の健康や医療に対する関心が高まりを

見せているものと承知しております。

このような中で、札幌医科大学を初め、道内の医療機関等との具体的な交流を展開すべきと考えます。あわせて知事の所見を伺います。

次に、中国との交流についてであります。

本年は、日中平和友好条約締結40周年を迎え、両国の間ではさまざまな交流が行われるものと承知しております。道としても、この節目の年に、中国との交流のさらなる拡大に向けて取り組むべきと考えます。

そこで伺います。

道は、昨年7月、中国の北京にある清華大学と、共同研究や人材交流を進める包括交流に向けた覚書を取り交わしており、道内の試験研究機関、大学などと連携し、次の時代を担う人材の育成を初め、さまざまな取り組みを進めていくべきと考えます。

新年度、どのような取り組みを展開しようとしているのか、知事の所見を伺います。

次に、未来を担う人づくりについてであります。

さきの韓国・平昌オリンピックでは、スキージャンプやスケートなどで、本道出身の多数のアスリートが目覚ましい成果を上げ、道民に夢と感動を与えてくれました。

さきに申し上げたSDGsの17の目標の中でも、教育分野では、「質の高い教育をみんなに」ということが示され、人づくりが大切な目標の一つとして掲げられております。

道は、多くの道民が、自分の個性や能力を生かして、さまざまな分野で活躍できるよう取り組むべきと考えます。

そこで伺います。

道は、昨年度、人材づくりを目指したほっかいどう未来チャレンジ基金を設置しておりますが、基金の今後の見通しを含め、道として人づくりにどのように取り組むのか、知事の所見を伺います。

また、技術者等の養成についてであります。

技術や技能を持った人材も、本道の発展には欠かせない存在です。世界技能オリンピックなどの国際的な舞台で活躍する人材づくりに取り組むべきと考えます。

そのためには、技術者の大切さが、子どもたちはもとより、道民に広く認識され、多くの若者が技術者を目指すことにつながるような取り組みも必要ではないでしょうか。

例えば、技能五輪全国大会を本道に誘致するなど、北海道の将来を担う、土木や建築、設備、電気等の技術者の養成確保について、学校教育や関係団体等と連携して取り組むべきと考えます。知事及び教育長の所見を伺います。

次に、地域の遺産を活用した地域づくりについてであります。

昨年、函館市、松前町を含む日本海地域の7道県11市町が、「北前船寄港地・船主集落」として日本遺産に指定登録されております。

また、空知管内では、産炭地域を支えてきた炭鉱施設や、引き継がれてきた文化などの遺産を

「炭鉄港」として、新たなまちづくりや観光資源などに活用するなど、活性化に向けた取り組みが展開されているものと承知しております。

これらの取り組みについて、道としても積極的に支援すべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、本道の総合的な交通政策についてであります。

先般、道の運輸交通審議会は、知事に対し、人口減少が進む本道における今後の公共交通ネットワークの構築に向けた交通政策総合指針案を答申したところであります。

そこで伺います。

まず、知事は、今般の指針についてどのように受けとめているのか。また、今回の指針は、今後、道の重要計画としてスタートするものと考えますが、ここに掲げられた施策を実効性あるものとして推進していくためには、道や自治体はもとより、交通事業者などと一層の連携を図るほか、学識者等の専任アドバイザーを含めた機関を設置するなど、より実効性を高めていくことが重要と考えます。

今回の新たな指針の実現に向けて、具体的にどのような取り組みを展開しようとしているのか、知事の所見を伺います。

次に、JR北海道の事業範囲見直しについてであります。

先般、鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議から示された報告書では、宗谷線など7路線、8区間の維持が示された一方で、留萌線や札沼線などについては、バス転換など代替交通も含めた見直しが示されております。

そこで伺います。

まず、知事は、今回の報告書の内容についてどのような認識を持っているのか、地域住民が安心して暮らすための公共交通の役割が十分に果たせると考えているのか、所見を伺います。

また、今回の報告書では貨物輸送にも焦点を当てているものと考えますが、本道における貨物輸送の位置づけについて、知事の所見を伺います。

さらに、一部区間については、「バス転換も視野に」などと具体的に示されておりますが、これら将来に向けた見直し区間について、道としてはどのように考えているのか、支援策も含めて伺います。

次に、空港の活性化についてであります。

道は、昨年12月、北海道空港株式会社からの出資金引き揚げ等を原資とした、道内航空ネットワーク支援等のための基金を設置しておりますが、今後、この基金を活用し、どのような取り組みを計画的に展開しようとしているのか、伺います。

また、現在、新千歳空港などの7空港以外に、紋別空港や中標津空港などを抱えておりますが、これらの空港は、依然として、経営状況が極めて深刻なものと考えます。これらの支援方策などについて、知事の所見を伺います。

次に、北海道新幹線についてであります。

平成28年3月に北海道新幹線が開業して、約2年がたちました。開業から1年間の利用者はトータルで約230万人に上り、道南の主な観光施設などは利用者がふえるなど、開業効果があらわれているところであります。

現在は、新函館北斗―札幌間の建設工事が進められているところですが、インバウンドの増加により、新千歳空港などを利用する方々も年々ふえてきていることから、開業効果を今後も持続的に発揮していくためには、昭和48年に決定された、基本計画路線である旭川までの延伸が必要と考えます。

北海道新幹線の開業効果を全道に波及させるためにも、札幌までの早期開業と、旭川や新千歳空港までの延伸に向けて取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

また、2030年度には、いよいよ、北海道新幹線が、道民待望の札幌にまで到達します。

北海道新幹線の効果を道内の隅々にまで波及させていくためには、駅を核とした開発はもとより、高速道路とのアクセスの強化、いわゆるアンビシャス道路の検討、さらには、さまざまな交通モードとの連携など、戦略的な対策を講じていくことが重要であり、そうした取り組みを進めていくことで、新幹線の経済効果が全道に波及するとともに、JR北海道の再生に向けた切り札になるものと考えます。

新幹線の札幌駅の開業に向け、今からさまざまな戦略を展開していく必要があるものと考えます。知事の所見を伺います。

さらに、北海道では、今後、インバウンドが急激に増加することが見込まれており、開業が予定されている新幹線の札幌駅については、多言語に対応したインフォメーションやバリアフリーなどの施設整備を初め、縄文文化、アイヌ文化など、世界に情報発信ができる魅力ある施設にすべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、災害対策についてであります。

災害時には、何よりも、被災状況を早期に把握し、復旧対策に向け、関係機関との連携を密にして取り組むことが求められるものと考えます。

そのためには、平時から、防災関係機関の担当者同士が顔を合わせ、情報交換や協議検討などを行うことが重要であります。

道の災害担当部局に開発局の担当者を配置するなど、開発局との人事交流に早急に取り組み、各関係機関とのより一層の連携体制を構築すべきと考えます。知事の所見を伺います。

また、台風などの風水害に対応し、あらかじめ、各関係機関が取り組むべき対策を時系列で整理した水害対応タイムラインについて、道管理の水位周知河川などに関係する全ての市町村で策定するとともに、水位計が設置されていない河川については、国の中小河川緊急治水対策プロジェクトを踏まえ、危機管理型水位計の早期設置に取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、生活困窮者への支援についてであります。

先般、札幌市内の、生活保護受給者や生活に困窮する高齢者などが入居する共同住宅で火災が

発生し、11名にも及ぶとうとい命が失われたところであります。まず、このたびの火災で亡くなられた方々に、心よりお悔やみを申し上げます。

今回の施設は、現行の社会福祉などの関係法令に基づく行政指導の対象外の施設であるとはいえ、現実には、生活保護受給者や生活に困窮する方々が多数入居されているのであります。これらの方々については、病気や離職等の経済的理由などから、住居の確保に困難を抱えている場合も少なくないものと考えます。

そこで伺います。

今回の事案の背景には、生活に困窮する高齢者の実態があり、これらの方々の受け皿が整備されていない状況こそ問題と言わざるを得ません。

今回のような火災を二度と起こさないよう、各関係機関がなお一層連携し、万全の対策を講じるべきと考えます。知事の所見を伺います。

また、道内における類似施設や利用者などの実態調査を早急に行うとともに、住宅の確保が困難なことなどから、潜在的にこれらの施設への入所を希望する方々の実態などについても調査を行い、必要な対策を講じるべきと考えます。あわせて知事の所見を伺います。

次に、経済の活性化についてであります。

道では、これまで、平成30年に道産食品輸出額1000億円という目標を掲げ、さまざまな取り組みを実施してきました。

道産食品輸出額は、この5年間で倍増し、道外港からの輸出を含めると、既に1000億円を超えているものと承知しております。

この際、さらなる輸出拡大を目指して、例えば、新たに、道外港からの輸出も含めた道産食品輸出1500億円プロジェクトを策定するなどし、市場調査や海外商談会などの取り組みを推進すべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、ものづくり産業の振興についてであります。

本道において、ものづくり産業の振興をさらに進めていくためには、食品機械などの新分野への挑戦や、生産性の向上による競争力の強化などが一層重要と考えます。

本道におけるものづくり産業の課題をどう認識し、新年度、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

次に、自動車の自動運転走行についてであります。

本道への自動車関連産業の集積を目指し、研究機関や技術開発施設等の誘致に積極的に取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

また、北海道開発局では、来年度、冬期通行どめとなる知床において、除雪車の自動運転の実証試験に取り組むものと承知しております。

道においても、道道や、紋別等の道管理空港において、除雪車の自動運転の導入等に向けて取り組むべきと考えます。あわせて知事の所見を伺います。

次に、国際観光新時代についてであります。

道内では、現在、大学を初め、さまざまな分野で海外の方が活躍されておりますが、この際、世界の舞台で活躍する海外の有識者等から成る国際観光戦略会議を設置し、外国人観光客500万人の目標の達成に向けて、積極的な取り組みを展開すべきと考えます。

新年度に向けて、重点的にどのような取り組みを展開しようとしているのか、知事の所見を伺います。

次に、保健・福祉問題についてであります。

健康長寿は、道民誰しもの願いであります。このような中で、道民の健康づくりを進めるためには、健康寿命の延伸といった包括的な目標を掲げることはもとより、道民一人一人のライフステージに合わせた総合的な施策の体系と推進体制を整備することが重要であります。

それには、経済界等と連携した健康経営などを推進し、行政、事業者、道民それぞれの役割を踏まえた総合的な施策を推進するための道民健康づくり条例を制定して、道民の健康づくりに取り組むべきと考えます。

我が党は、これまでも、本条例の制定の必要性などについて提案してきたところでありますが、これまでの取り組み状況と、今後、どのように取り組んでいくのか、知事の所見を伺います。

次に、地域医療についてであります。

今日、本道の地域医療の状況は依然として深刻であり、早急に抜本的な対策に取り組まなければならないものと考えます。

そこで伺います。

現在、道では八つの道立診療所を設置しておりますが、中でも、特に、離島にある天売診療所では医師が不在であり、その確保の見通しもないものと承知しております。

しかしながら、この地域には道立羽幌病院があることから、羽幌病院の医療機能を充実させ、例えば、羽幌病院から天売診療所に医師を派遣するなどの方法で、天売診療所への支援体制を早急に確保すべきと考えます。病院事業管理者の所見を伺います。

また、診療所と病院との経営統合についてであります。

道立病院については、昨年4月から地方公営企業法の全部適用に移行し、本道の地域医療を担う医療機関として、一定の役割を果たしているものと考えます。

この際、道の一般会計で運営している診療所の機能について、病院事業会計への移行、統合に向けて検討してはどうかと考えます。知事の所見を伺います。

次に、介護職員の不足についてであります。

全国を上回るスピードで人口減少や高齢化が進んでいる本道では、都市部においても、訪問介護事業所の介護ヘルパーが集まらない、施設をつくりたいが介護福祉士が集まらないといった状況になってきているものと承知しております。

今後も、高齢化が進み、介護需要がふえていく中で、道として、これまで以上に介護職員の確保対策が必要と考えます。どのように取り組むのか、伺います。

また、介護職員の離職防止策についてであります。

介護職員は離職率が高いことから、人材確保に向けて、離職を防止し、定着を促進していくことにも力を入れるべきと考えます。

道は、介護職員の離職が多い現状をどう分析し、どのように取り組むのか、伺います。

次に、児童相談所の体制整備についてであります。

今日、増加する児童虐待や養育相談等に適切に対応するためには、これまで以上に児童相談所の体制強化に取り組まなければならないものと考えます。

このような中で、現在、胆振、日高地域を所管する室蘭児童相談所における虐待相談対応件数の約半数を占める苫小牧市に対し、道は、職員を派遣して対応に当たっておりますが、室蘭児童相談所の分室化を含め、道の相談窓口の設置など、早急に対応すべきと考えます。知事の所見を伺います。

また、児童をめぐるさまざまな問題が深刻化する中、この際、知事みずからが、現地を視察され、関係者などから直接お話を伺ってはどうか。あわせて知事の所見を伺います。

次に、メディカルウイングについてであります。

まず、昨年7月30日からの本格運航開始後、これまでの搬送実績について何うとともに、道民が安心して高度・専門医療を受けられるよう、メディカルウイングによる効果的で円滑な搬送に向けて、道は、今後、どのように取り組むのか、あわせて伺います。

また、メディカルウイングは、現在、道外からの患者搬送が対象となっておらず、昨年の第2回定例会において、我が会派の質問に対し、国が主体となった広域的な航空搬送体制の構築について要請していくなどと答弁されたところであります。

本事業を全国展開していくためには、国への要請のみならず、その有効性や効果などを、行政機関、医療関係者、航空事業者等、全国に広く発信し、PRしていく必要があると考えます。所見を伺います。

次に、酪農ヘルパーの確保についてであります。

本道酪農の生産基盤を維持強化するためには、特に、本道酪農を支えている家族経営をサポートする支援システムが何よりも重要であり、ゆとりや休暇の確保といった働き方改革を進める上で、酪農ヘルパーの育成確保が重要な課題であると考えます。

地域からは、ヘルパー要員の安定確保やスキルアップなどを求める声が聞かれますが、本道酪農の持続的な発展に向けて、道として酪農ヘルパーの育成確保にどのように取り組んでいくのか、伺います。

次に、道立林業大学校についてであります。

先般、道立林業大学校の設立に向けた基本構想案が示され、今後、平成32年度の開校を目途に取り組みを進めていくものと承知しております。

この間、空知管内を初め、さまざまな地域から誘致要請が出されておりますが、そもそも、広域な本道では、本校以外のネットワーク、すなわち全道各地に実習の場を設けるなど、市町村や

研究機関などとの連携を図りながら、林業王国・北海道にふさわしい林業大学の設立に向けて取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、民族共生象徴空間についてであります。

道は、今議会に、観光客などの誘客対策費として4億円を計上しておりますが、新年度、民族共生象徴空間への誘客に向けて、具体的にどのような取り組みを展開しようとしているのか。また、修学旅行を含めた学校教育との連携や、外国人観光客への対応など、今後、運営面でのさまざまな課題があると考えます。知事の所見を伺います。

さらに、道として、駅舎を含めた周辺環境の整備促進を初め、多民族が交流を図る拠点として、国際会議場の設置や情報発信センターの整備のほか、1公園を約50ヘクタールとした現行基準を見直し、白老町に新たな道立公園を整備すべきと考えます。あわせて知事の所見を伺います。

次に、山岳遭難対策についてであります。

道警によると、道内の山岳遭難の発生件数は、スキー場の管理区域外を滑る、いわゆるバックカントリーによるものも含め、年々増加している状況にあります。

北海道の雄大な自然に魅了され、国内外から多くの登山者が訪れますが、管理者、利用者に対して安全対策やルールづくりなどを促すため、仮称・山岳遭難安全対策条例の早期制定に向けて取り組むべきと考えます。知事の所見を伺います。

次に、教育問題についてであります。

本道の次代を担う子どもたちの健全育成に向けて、道教委はもとより、知事部局、関係団体を挙げて取り組む必要があることから、我が会派は、昨年第4回定例会で、知事が所管する総合教育会議において総合的ないじめ対策について検討すべきと申し上げたところであります。

その後の検討状況と新年度の取り組みについて、知事に伺います。

また、道教委においては、新年度、具体的ないじめ対策として、どのような取り組みを進めようとしているのか、教育長に伺います。

次に、夜間中学についてであります。

我が会派は、先般、札幌市内の自主夜間中学の札幌遠友塾を視察してきたところであります。教育を受けることを希望する方々に対し、1人でも多く教育の機会を確保することは極めて重要と考えます。

道は、新年度予算に夜間中学に係る検討費を計上しておりますが、道教委は、今後、どのように取り組んでいくのか、教育長の所見を伺います。

最後に、交通安全対策についてであります。

本年に入り、交通事故の発生件数は減少しているにもかかわらず、死亡事故の発生件数は増加しており、1月末現在では、事故死者数は、昨年を上回る17人となっております。

本年の死亡事故の特徴と、増加に歯どめをかけるための対策について、警察本部長に伺います。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）公明党、森議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、SDGsの推進についてであります。SDGsは、持続可能な国際社会を目指そうとする開発目標であり、私といたしましては、世界の中で北海道の存在感を高めていくためにも、SDGsの実現に向けた幅広い取り組みが必要と認識するものであり、まず、道において、早期に全庁横断的な体制を整備してまいる考えであります。

また、SDGsを推進していくためには、多様な主体の取り組みが重要でありますことから、道と包括連携協定を結んでいる企業の先行事例を紹介するなどして、SDGsの趣旨に対する市町村や民間団体などの理解と参画を促し、経済界やNPOなどと連携しながら、官民が一体となった展開が幅広く図られるよう、新年度に、新たなビジョンの策定を目指すなど、一層の取り組みを進めてまいる考えであります。

次に、ロシアとの交流についてであります。本年は、両国政府間で日ロ交流年と位置づけられているところであり、国とも連携をし、5月のサンクトペテルブルクでの国際経済フォーラムへの参加など、欧露部に向けた北海道のPRに取り組むほか、友好・経済協力提携20周年を迎えるサハリン州との間で、青少年冬季スポーツ大会への参加を初め、経済、学術、文化など、さまざまな分野で交流の拡大を図ってまいる考えであります。

また、政府の8項目の協力プランの一つに掲げられている健康長寿の分野においては、これまでも、道内の医育大学や医療機関との連携のもと、先端的な医療技術の交流などを進めてきたところであり、本年、サハリン州を初め、極東地域との間で取り交わす経済協力発展プログラムにおいても、健康分野の交流を位置づけ、医療セミナーやシンポジウムなどのさらなる取り組みを官民が協働して展開してまいります。

次に、中国との交流についてであります。道では、黒竜江省と友好提携を結び、さまざまな分野で交流を積み重ねるとともに、東北3省との経済交流や上海事務所の設置など、これまで中国との幅広い交流を進めてきており、昨年7月には、中国の国家的指導者を輩出している清華大学の学長が来日される機会を捉えて、国際的な共同研究や人材交流を進める包括交流に向けた覚書を取り交わしたところであり、

本年は、日中平和友好条約締結40周年という節目の年でもありますことから、私といたしましては、できるだけ早い機会に清華大学を訪問し、トップ同士の会談を通じて、具体的な交流に向けた協議を行い、学術・試験研究分野での新たな交流や大学間の人材交流など、北海道の未来に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、未来を担う人づくりについてであります。私といたしましては、人材の育成こそがあらゆる政策の原点であるとの認識のもと、新年度の重点政策に、未来を担う多様な人づくりを掲げ、若者の道内定着や担い手育成に向けたキャリア教育、産業教育の充実を図るとともに、道立美術館での、若手作家の作品を紹介する企画展の開催のほか、平昌オリンピックで夢と感動を与

えてくれた道産子選手に続くよう、ジュニア選手の育成強化などに取り組むこととしているところでもあります。

また、ほっかいどう未来チャレンジ基金についても、制度の充実強化に努めながら、さらなる周知を図り、引き続き、本基金を活用したグローバル人材の育成に、オール北海道で取り組んでまいる考えであります。

今後とも、子どもを産み育てる環境づくりを初め、若者の道外流出や人手不足への対応、さらには、地域を支え、世界を舞台に活躍できる人材の育成に向けて、一層積極的な施策を展開してまいります。

次に、地域の遺産を生かした取り組みへの支援などについてであります。道内では、「北前船寄港地・船主集落」を初めとする日本遺産や、「炭鉄港」と言われる、空知の炭鉱、小樽の港、室蘭の鉄鋼といった産業遺産、さらには、ジオパークや恐竜等の化石など、価値ある歴史的遺産が数多く存在しており、北海道遺産についても、現在、3回目の選定が進められているなど、さらなる広がりを見せようとしているところでもあります。

道といたしましては、こうした遺産の保全活動に取り組む民間団体とも協働して、遺産の広域的な連携や、首都圏などでのイベントを活用した広範な情報発信に取り組むほか、地域の方々の取り組みを交付金によりサポートするなど、積み重ねてきた歴史や文化を生かした個性あふれる地域づくりが進められるよう、積極的な支援に努めてまいります。

次に、交通政策総合指針についてであります。今般、運輸交通審議会から答申のあった指針案については、本道の交通を取り巻く環境変化に的確に対応し、将来のさらなる発展を支える交通ネットワークを実現するための羅針盤となるものと受けとめているところでもあります。

道といたしましては、新たな指針に基づき、インバウンドなど交流人口の飛躍的な拡大をリードする交通の実現や、海外の成長力を取り込む国際物流拠点の形成、交通モード間の連携による利便性の高い移動の実現、さらには、地域の暮らしや経済を支える安定的かつ持続的な交通・物流ネットワークの確保などを戦略的に進めることといたしております。

このため、交通、物流に携わる事業者や関係機関が事業実施に向けて取り組む連携会議を設置するとともに、指針の進捗状況について審議会で御意見をいただくなど、関係者が一体となって、施策の効果的な推進に努め、道民の皆様の暮らしや産業経済を支え、北海道に活力をもたらす総合的な交通ネットワークの実現に向け、積極的に取り組んでまいる考えであります。

次に、JR北海道の事業範囲の見直しについてであります。鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の報告書においては、道内の鉄道網が直面する厳しい環境や鉄道が果たしている役割、さらには、地域におけるこれまでの検討協議の状況等も踏まえ、将来を見据えた鉄道網のあり方が示されたところであり、今後、地域での検討協議を進めるに当たり、重要な道しるべになると考えるものであります。

また、鉄道貨物輸送は、本道の農産物、日用品の輸送など、道民の暮らしや産業を支える輸送手段として重要な役割を果たしており、今後も、人口減少や高齢化の進行が予想される中、道内

全体の物流効率化の取り組みを進め、将来にわたって安定的な輸送を確保していくことが必要と考えます。

道といたしましては、報告書で示された考え方について、JR北海道はもとより、道や国も参画をし、地域の皆様と、JR北海道の経営努力を前提に、それぞれの実情に十分配慮しながら、負担等も含めた検討協議をさらに進めるとともに、鉄道貨物輸送のあり方について全道的観点から議論を行いながら、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、道内空港の活性化についてであります。広域分散型の本道において、航空ネットワークは、地域経済や道民の暮らしを支える重要な役割を担っていることから、道では、本年度中に策定する航空ネットワークビジョンに基づき、離島の空港や、代替交通機関が限られる地域に所在し、一括民間委託を選択しなかった空港の活性化に取り組んでまいる考えであります。

このため、新年度予算案においては、今般設置した航空振興基金を活用し、道内における新規就航に向けた調査や、利用促進を図るための関係者による連携事業などの経費を盛り込んだところであり、道といたしましては、こうした取り組みを土台として、一括民間委託の事業者や地元自治体などと連携を図りながら、圏域による空港間連携など、道内13空港全体のネットワークの充実強化に取り組んでまいる考えであります。

次に、新幹線の札幌開業に向けた取り組みについてであります。本道の交通においては、北海道新幹線の開業やインバウンドの急増に加え、今後、道内7空港の運営の一括民間委託や新幹線の札幌開業が予定されているところであり、こうした環境変化に的確に対応し、北海道の確かな発展につなげていくためには、交通政策総合指針案に盛り込まれた取り組みを戦略的に展開し、国内外との交流人口の大幅拡大や、道内の周遊を促進することにより、経済効果を全道各地に波及させていくことが重要であると認識いたします。

このため、道といたしましては、新幹線の札幌開業を見据えながら、高規格幹線道路や都心アクセス道路、航空路線など、交通ネットワークの充実を図るほか、鉄道やバスなど交通モード間の連携を強化し、利便性が高く、ストレスのない移動ができる環境を実現するとともに、新幹線の利活用と一体となった沿線のまちづくりの促進など、新幹線効果を最大限発揮できるよう、交通事業者はもとより、行政や地域住民など関係者が一体となって取り組んでまいる考えであります。

次に、札幌駅における情報発信についてであります。2030年度末の札幌開業時においては、これまで以上に、新幹線を利用して多くのお客様が訪れることが見込まれますことから、新幹線の札幌駅については、利用者の利便性などに配慮しつつ、バリアフリーや、急増するインバウンドにも対応した北海道の玄関口として、ゆとりと快適性を有する駅舎にする必要があると考えるものであります。

このため、道といたしましては、札幌開業を契機に、札幌駅が国際都市・札幌の新たな顔として、国内外の多くの方々が魅力を感じ、より使いやすい駅となるとともに、民族共生象徴空間を

初めとするアイヌ文化や、縄文文化、知床世界遺産など、世界に向けた北海道の情報発信拠点となるよう、札幌市と連携のもと、関係者と調整をしております。

次に、災害対応に関する関係機関との連携強化についてであります。道では、日ごろから、開発局や自衛隊などの関係機関と連携をし、防災対策に取り組んでいるところであり、一昨年の大雨災害の際などにも、緊密な連携のもと、被害状況の把握や応急対策などの災害対応に当たったところであります。

近年、全国的に、甚大な被害をもたらす災害が頻発する中、関係機関相互の連携を一層強化しながら、専門的な知識や経験を共有し、災害対応に生かすことが極めて重要であると考えことから、現在、危機対策局において、道警察や気象台などを行っている人事交流に、新年度から開発局も加える方向で協議を進めているところであり、こうした取り組みを通じ、災害対策に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、水害対応などについてであります。水害対応タイムラインや水位情報は、台風などの豪雨時に住民避難を円滑かつ迅速に行うために大変重要でありますことから、道では、洪水予報河川や水位周知河川に指定をしている136河川に関係する全ての市町村について、タイムラインの作成に着手しており、国のプロジェクトを踏まえ、新たに、市町村の庁舎や要配慮者利用施設などが浸水するおそれがある583河川に、危機管理型などの水位計を設置することとしたところであります。

道といたしましては、各地域の減災対策協議会などを活用し、国、市町村とより一層連携を図りながら、早期にタイムラインの作成や水位計の設置を進め、道民の皆様の安全、安心な暮らしが守られるよう、的確な避難判断を支援する取り組みを一層推進してまいりたいと考えております。

次に、共同住宅等における火災の防止などについてであります。このたびの火災は、生活保護受給者や高齢者など11名ものとうとい命が奪われるという、大変残念な事故であり、私といたしましては、改めて、関係機関が連携をし、防火対策に取り組んでいく必要があると考えております。

このため、現在、こうした共同住宅等について、その運営形態や入居者の状況などを把握するための調査を実施しているところであり、その結果を早急に取りまとめ、福祉や消防、建築等の関係部署間で共有を図り、運営主体に対し、防火、防災等に関する注意喚起を行うと考えております。

また、道といたしましては、生活困窮者の方々の暮らしの確保は非常に大切であると考えてものであり、今後、市町村や地域の自立相談支援機関とも連携協力しながら、生活困窮者の方々の実態を把握して居住支援につなげるなど、できる限りの対策を講じてまいりたいと考えております。

次に、道産食品の輸出拡大についてであります。道では、成長が著しいASEAN地域を初めとする海外需要を獲得し、北海道経済を活性化させていくため、どさんこプラザシンガポール店などを活用したテスト販売や、シンガポール、タイなどでの商談会に加え、海外バイヤーを招聘した生産現場の視察会を実施するなど、道内の事業者のビジネスチャンスの拡大に努めてきて

いるところであります。

こうした取り組みをさらに加速するため、平成30年までの輸出実績などをきめ細やかに検証し、新たな目標の設定を行うとともに、安定的な生産、輸出に取り組む事業者の裾野の拡大、市場ニーズなどを踏まえた海外市場の販路拡大などを効果的に実施する戦略を策定し、輸出拡大に向け、全力で取り組んでまいります。

次に、外国人観光客の拡大に向けた取り組みについてであります。道では、道内外で活躍する外国人を含む有識者や学識経験者などで構成する観光審議会の御意見を伺いながら策定を進めている、新しい観光のくにづくり行動計画に基づき、観光施策を総合的に推進することとしておりますが、引き続き、さまざまな場面において、より多くの皆様の声に耳を傾けることが重要と考えるものであります。

新年度においては、地域のDMO形成への支援や観光周遊ルートの形成などによる国際的に質の高い観光地づくり、そして、ムスリムの方々を初め、さまざまな旅行者にとって快適で満足度の高い受け入れ体制の整備、さらには、欧米市場からの誘客の拡大や、本道ならではの環境を生かしたスポーツ・ツーリズムなどの戦略的なプロモーションを通じて、地域的偏在の解消や季節的偏在の平準化を図るとともに、外国人観光客500万人の実現に向け、一層の取り組みを進めてまいります。

次に、保健・福祉施策に関し、まず、道民の健康づくりについてであります。道では、これまで、健康寿命の延伸を目指して、健康増進計画等に基づき、生活習慣の改善や特定健診の受診率向上などに、市町村、関係団体、企業等と連携して取り組んでまいったところであります。

こうした中、今回、道民の健康づくり推進協議会に、新たに経済団体にも参画をいただき、健康経営の推進など、新たな視点に関する情報共有を行うなどして、道民全体の健康づくりに向けた取り組みの拡大を図ったところであります。

道といたしましては、次期健康増進計画等の推進に当たって、健康づくり推進協議会の議論などを通じて、医療、福祉、経済、農林水産業、教育、市町村など、あらゆる分野の方々と一体となって、道民運動としての総合的な健康づくりの推進のための機運の醸成に努めてまいります。

次に、道立診療所のあり方についてであります。道立診療所については、僻地や離島において、地域住民の身近な医療を確保するなど、道民の健康を保持する役割を果たしてきており、新たな医療計画においても、医師の確保に努めるとともに、離島など地理的条件や地域の医療事情を勘案しながら、設置主体の変更などを進めることとしていただいております。

道といたしましては、今後とも、地域医療振興財団や全国自治体病院協議会とも連携しつつ、常勤医師の確保に取り組むことはもとより、道立病院など近隣医療機関との連携による医療提供体制の確保を図るなどして、関係市町村、医療機関が一体となって、僻地や離島などを初めとする地域の皆様方が安心して医療を受けられる体制を確保してまいる考えであります。

次に、介護職員に係る人材確保の取り組みについてであります。昨年実施した調査では、多くの介護サービス事業所において、職員の確保に苦慮している現状が明らかとなり、人材確保の

取り組みをより強化していく必要があると改めて認識いたしました。

このため、道では、次期介護保険事業支援計画の基本方針の一つに、人材確保策の充実を位置づけ、中長期的な視点に立った、若年層を対象とした介護の魅力の普及啓発のほか、潜在的有資格者の臨時的な派遣等の即効性がある取り組みなど、一層の施策の充実を図ることとしているところであります。

今後は、市町村や介護事業所団体等とさらなる連携強化を図り、人材確保の取り組みの評価、検証を行いながら、地域の実態に応じた、より実効性のある施策を検討することに加え、新たに整備する、全庁が一体となった庁内連携体制も活用し、介護サービスの提供に必要な人材の確保に取り組む考えであります。

次に、児童相談所の機能強化等についてであります。道では、増加する児童虐待や養育相談等に対応するため、児童相談所の体制強化に向け、専門職員の増員や虐待対応研修の充実などに取り組んできているところであります。

新年度は、児童相談所に7名の児童福祉司等を新たに増員するとともに、職種や経験に応じた専門研修を開催するなど、さらなる機能強化を図ることとしており、相談対応件数が特に増加している苫小牧市に対しては、職員交流による技術的支援等を引き続き行うことに加え、より広域的な観点で、虐待対応の課題などの実態を把握するため、東胆振、日高地域の関係自治体等と道による地域連携会議を新たに設置し、児童相談体制の整備について検討を加速する考えであり、私といたしましては、御指摘の点を踏まえ、この会議での議論や関係者の方々からの御意見を丁寧にお伺いしてまいります。

次に、メディカルウイングの全国展開についてであります。道では、これまで、全国を運航圏とする広域的な搬送体制の整備について、国に対して要請してきたところであり、昨年来、本格運航を実施する中でも、道内外への患者搬送だけではなく、本事業の対象となっていない道外からの搬送について問い合わせがあるなど、都道府県の枠を超えた本事業に対するニーズがあるものと考えられます。

こうしたことから、道といたしましては、運航実績を十分に検証しながら、全国を運航圏とする搬送体制の整備について、引き続き国へ要請することはもとより、道や北海道航空医療ネットワーク研究会のホームページ、フェイスブックを活用した情報発信や、日本航空医療学会等の全国的な会議での発表など、さまざまな機会を捉え、本事業の意義や役割などを全国の関係者へ広く発信していく考えであります。

次に、酪農ヘルパーの育成確保についてであります。酪農家の休日取得や傷病時の支援を行う酪農ヘルパー制度は、酪農経営の安定や地域の営農支援、新規就農者の確保を図る上で重要な役割を果たしております。

このため、道では、ヘルパー要員の酪農家における実践的技術の習得などを支援するとともに、利用組合の全道協議会では技術研修会を開催しておりますほか、地域の利用組合では、新・農業人フェアなどの求人イベントへの参加や、ヘルパーに対する理解を深めてもらうための学生

インターンシップを実施しているところであります。

道といたしましては、今後とも、関係機関・団体と連携しながら、こうした取り組みを効果的に展開し、酪農ヘルパーの育成確保とスキルアップを積極的に推進してまいる考えであります。

次に、道立林業大学校についてであります。豊かな森林資源を背景として、道では、将来にわたり林業・木材産業を支える人材を育成するため、道議会での御議論、有識者からの御意見などを踏まえ、このたび、仮称ではありますが、北海道立林業大学校を設立するための基本構想案を取りまとめたところであります。

本道は、地域により森林の植生などが異なっていることから、全道各地の多様な森林を活用し、実践的な知識や技術を習得した人材の育成に取り組むこととしており、道といたしましては、今後、市町村や地域の企業などとの連携協力体制の構築を図りながら、市町村が所有する森林などの活用も含め、実践教育に必要なカリキュラム、運営体制などについて検討を進め、本道にふさわしい林業大学校の設立に向けて取り組んでまいります。

次に、民族共生象徴空間についてであります。道では、これまで、国内外でのプロモーション活動や、修学旅行を初めとした誘客促進などに取り組んできており、新年度は、こうした取り組みのさらなる拡充強化を図ることとしております。

また、道路、鉄道などの交通アクセスの改善や、駅北エリアなどの周辺環境整備が重要となることから、道におきましては、国、白老町、地元の商工団体等と一体となって、道路や駅前広場の整備、JR特急列車の増便についての要請、物販、飲食や、国際会議、情報発信の機能を担う施設等の整備に取り組んでいるところであります。

さらに、象徴空間に隣接するポロト自然休養林なども含めた広域的なフィールドミュージアムとしての活用も検討しているところであり、こうした中、道立公園の整備については、北海道広域緑地計画の見直しの中で検討してまいる考えであります。

道といたしましては、周辺施設や関連区域の一体的な整備運用により、象徴空間の魅力と利便性の向上が図られるよう、国や運営主体等との緊密な連携のもと、しっかりと取り組んでまいります。

最後に、いじめ問題への対応についてであります。いじめは、子どもたちの健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるものであることから、総合教育大綱の基本方針に、いじめ防止等の取り組みを位置づけるとともに、本年1月には、総合教育会議において、SNSを活用したいじめへの対応や、いじめ防止基本方針の改定内容などについて、道教委との協議を行ったところであります。

私といたしましては、引き続き、総合教育会議の場などを活用しながら、全ての子どもたちが、安心して元気に学校生活を送り、本道の未来を支える人材となるよう、学校や家庭、地域、行政など、幅広い関係者と連携をし、いじめの未然防止や早期発見等に向けた取り組みを総合的かつ効果的に推進してまいる考えであります。

なお、その他の御質問につきましては、担当の副知事より答弁をさせていただきます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事山谷吉宏君。

○副知事山谷吉宏君（登壇）空港の活性化などについてお答えをいたします。

まず、空港の活性化に関し、航空振興基金の活用についてであります。道では、道内13空港全体の機能強化と航空ネットワークの充実強化を図るため、昨年12月、航空振興基金を設置したところであり、この基金は、今後選定される、一括民間委託を受託する事業者との連携事業や、民間委託を選択しなかった6空港の活性化に資する事業に活用することとしております。

道といたしましては、新年度からスタートする航空ネットワークビジョンに基づき、本道の発展を牽引する航空ネットワークを実現するため、一括民間委託を担う事業者の事業計画を踏まえながら、基金を活用し、地域と一体となった空港間連携などに取り組んでまいりる考えであります。

次に、北海道新幹線に関し、札幌までの早期開業などについてであります。新函館北斗—札幌間につきましては、建設主体の鉄道・運輸機構において建設工事が進められているところであり、道といたしましても、沿線自治体と連携し、トンネル工事に伴う掘削土の受け入れ地の確保などに取り組むなど、新幹線の開業効果が最大限に発揮されるよう、一日も早い札幌開業に向け、引き続き積極的に取り組んでまいります。

また、基本計画路線である札幌—旭川間及び南回り新幹線の延伸を実現させるためには、整備計画の決定が必要でありますことから、これまでも、北海道東北知事会などにおいて、国に対して要請活動を行ってきたところであり、道といたしましては、同じく基本計画に位置づけられている東北や四国などの他の路線の動向を注視するとともに、関係市町村、経済団体の意向、国の動向の把握に努めながら、適切に対処してまいりる考えであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）将来に向けた北海道づくりなどについてお答えします。

まず、技術者等の養成確保についてであります。本道経済の活性化を図るためには、地域経済の発展を担う技術者等の養成確保は重要と認識しております。

このため、道では、地域のニーズを踏まえた、高等技術専門学院における施設内訓練の実施や、在職者向けの認定職業訓練への支援を行っているところであります。

これらに加え、技術、技能の重要性についての理解の促進や職業意識の醸成のため、教育機関等と連携した小中学生向けのものづくり体験会を開催するとともに、技術者等の地位向上などのために開催される技能五輪等の各種技能競技大会への参加者に対する支援などを行ってきたところであり、今後とも、こうした取り組みを通じ、地域における技術者等の養成確保に積極的に取り組んでまいりる考えでございます。

次に、経済の活性化に関し、ものづくり産業の振興についてであります。公的依存度が高く、製造業の比率が低い本道におきまして、ものづくり産業を今後さらに振興していくために

は、経済波及効果が高い自動車のほか、参入可能性が高い農業機械、食関連機械といった分野で一層の参入促進を図るとともに、競争力強化や、喫緊の課題であります人手不足への対応が必要と認識しております。

このため、道では、企業立地や競争力強化関連の施策を見直し、自動車関連、成長性が高い産業分野の集積促進に努めるほか、産業支援機関や業界団体のネットワークを活用して支援を行い、道内企業の食品・農業機械分野への参入を促進してまいりたいと考えてございます。

また、人手不足の現状に対応するため、企業の経営効率化や生産性向上に向けた専門家派遣を拡充することとしており、社会経済情勢の変化を踏まえつつ、ものづくり産業の振興に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、自動車の自動走行に係る研究施設の誘致等についてでございますが、道では、これまで、ワンストップ窓口を設置し、公道試験の円滑化や研究開発への支援に努めるなど、自動走行のさまざまな実証試験の誘致に取り組んできたところでございます。

今後とも、公道試験に適した道路の情報提供やモデルコースの設定など、実証試験への一層の支援に取り組むほか、寒冷地技術に対応できる試験場の設置について国に提案してまいります。

また、道管理空港における除雪車への導入の可能性につきましては、産学官民が連携して除雪の省力化に取り組む会議の場に参加し、国管理空港等の取り組みの情報収集を行うとともに、道道における除雪車への導入に向けては、こうした会議の場を通じて、北海道開発局における技術開発などの状況の把握に努め、関係部局による除雪車に関する庁内会議の開催や国へのデータ提供など、自動走行技術の活用に向けた取り組みに参画してまいりたいと考えてございます。

次に、保健・福祉施策に関し、介護職員の離職防止策についてであります。介護労働安定センターが実施した調査によりますと、離職の主な理由として、職場の人間関係や自身の将来への不安、事業所等の理念や運営への不満などが上位に挙げられており、介護職員の職場定着を進める上では、職場環境の改善などを通じ、離職の背景にあります職場内のコミュニケーション不足や給与等の処遇、心身への負担などの問題を解消していくことが必要であると考えております。

このため、道では、これまでも、社会保険労務士等による事業所への相談支援等を通じ、雇い管理の改善を図ってきておりますが、こうした取り組みに加え、新年度からは、新たに、職員の健康管理のためのセミナーを開催するとともに、職員のキャリア形成のための研修機会の充実を図るなどして、介護職員の職場定着の促進に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

最後に、メディカルウイングの運航についてであります。昨年7月30日の就航以来、重度の心疾患など、地域の医療機関では提供できない医療を必要とする患者を対象として、東京や大阪などへの道外搬送も含め、これまで20件の搬送を行ってきており、道外の空港や消防機関等に対しても、国土交通省、総務省を通じて協力を依頼するなど、関係機関相互の連携体制のもとで搬送しているところでございます。

現在、搬送に至らなかった事例も含め、要請、相談があった全ての事例を対象に、搬送や搬送先の妥当性はもとより、関係機関の連携体制などについても、専門的見地から幅広く検証を行っ

ているところでございます。

道としては、今後とも、北海道医師会など関係機関と十分に連携しつつ、メディカルウイングの運航実績を着実に積み重ねながら、こうした検証を継続するなどして、効果的で円滑な事業運営に取り組んでまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事窪田毅君。

○副知事窪田毅君（登壇）山岳遭難対策についてお答えをいたします。

山岳遭難への対応についてでございますが、本道に広がる山々は、四季を通して、スキーや登山、山菜とりなど、さまざまな面で利用されておりますが、一方で、入山者の危険を顧みない行動や突然の気象変化などにより、近年、遭難事故が増加している状況にあり、その半数が山菜とりによるものとなっております。

このため、道では、道警察を初め、関係機関と連携し、携帯電話やGPS機能つきスマートフォンの所持、登山計画書の提出など、利用者みずからの安全確保について、繰り返し呼びかけを行ってきているところでございます。

道といたしましては、本道の山を安全に楽しんでいただけるよう、広報紙などによる普及啓発に、より一層努めますほか、遭難時における救出、救助にも迅速に対応できますよう、市町村を初め、関係機関との連携強化を図りますとともに、山岳遭難防止対策協議会を活用するなどいたしまして、遭難事故などの防止対策の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 病院事業管理者鈴木信寛君。

○病院事業管理者鈴木信寛君（登壇）公明党、森議員の代表質問にお答えをいたします。

保健・福祉問題に関し、道立羽幌病院による地域医療支援についてであります。羽幌病院は、留萌第2次医療圏の地域センター病院として、圏域の他の医療機関と機能分担を図り、地域に必要な診療体制を確保することとしているほか、北海道病院事業改革推進プランにおいても、僻地医療や離島診療の支援を担う機能を有するものと位置づけているところであります。

このことから、昨年9月より医師が不在となっている天売診療所に対しては、その求めに応じて医師を派遣しており、道立病院局としては、今後とも、総合診療医の育成に向けた取り組みなどを通して、医師の充足を図りながら、離島診療の支援に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）公明党、森議員の代表質問にお答えをいたします。

初めに、新時代の北海道づくりに関し、本道の将来を担う技術者の育成についてでございますが、道教委としては、グローバル化の進展や本格的な人口減少社会の到来の中で、学校と産業界が連携して将来の地域産業を担う人材を育成することは重要であると考えております。

このため、道立の工業高校などでは、厚生労働省のものづくりマイスター制度を活用して、熟

練技能者による高度なものづくり技能の指導を取り入れた学習に取り組んできており、実践的な技術の効果的な習得が図られる中で、昨年8月に、技能五輪全国大会の選手選考を兼ね、20歳以下の学生等を対象に開催された若年者ものづくり競技大会において、2名の高校生が入賞を果たすなどの成果も見られたところでございます。

道教委では、高校生が意欲を持って技術の習得に取り組むことができるよう、知事部局や産業界、大学等との連携を深めながら、これまでの取り組みの一層の充実を図るとともに、社会の変化への対応や地域の課題の解決に資する教育活動を推進するなどして、これからの地域産業を担い、本道の将来を支える人材の育成に取り組んでまいりたいと考えてございます。

次に、教育問題に関し、まず、新年度におけるいじめ問題への対応についてでございますが、道教委では、今年度、北海道総合教育会議における議論などを踏まえて、北海道いじめ防止基本方針の改定を行っており、改定した基本方針では、児童生徒が、いじめの問題を自分のこととして捉えて、考え、議論する指導の充実を図ることや、いじめを相談しやすい方法を工夫することに加え、いじめの定義、いじめの解消の要件、さらには、学校いじめ対策組織の役割や外部専門家との連携の重要性などを明確にし、学校がいじめの問題により適切に対応できる方策等を示したところでございます。

道教委としては、新年度において、こうした改定の趣旨を踏まえた適切な対応が全ての学校で行われるよう、周知徹底を図るとともに、子どもたちがいじめ等の悩みを安心して訴えることができるよう、SNSを活用した新たな相談体制の構築や、スクールカウンセラー等の派遣による学校への支援を充実するなど、いじめの未然防止、早期対応の取り組みの一層の充実努めてまいりたいと考えてございます。

最後に、夜間中学についてでございますが、学齢期に、さまざまな事情や病気などにより、義務教育を十分に受けることができなかつた方々などに教育の機会を確保することは重要であり、夜間中学には、そうした機会を保障するなど、さまざまな役割が期待されていることから、道教委では、夜間中学に関して具体的な検討を進めるため、昨年11月に、道と札幌市の職員に加えて、学校職員や自主夜間中学などの民間団体の関係者、さらには学識経験者などにより構成される協議会を設置したところでございます。

今後は、本協議会において、公立夜間中学に求められる役割や夜間中学に対するニーズなどについて議論を進めるとともに、札幌市教育委員会とも連携しながら、協議会での議論を踏まえ、本道における夜間中学の設置のあり方などについて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 警察本部長和田昭夫君。

○警察本部長和田昭夫君（登壇）公明党、森議員の代表質問にお答えいたします。

本年の交通事故の特徴と対策についてでございますが、道内におきましては、昨日までに、23件の交通事故で27の方が亡くなられており、前年比で、13件、17人の増加となっております。

ここ数年の平均と比べた特徴といたしましては、スリップを要因と思われる事故が8件、8人、冬道の除雪など道路の維持管理に伴う事故が3件、3人、シートベルトを着用していれば助かったと思われる事故が5件、5人などと多く見られ、また、これからの融雪期には、走行速度の上昇による事故の発生も懸念されます。

道警察では、これらの実態を踏まえ、シートベルト着用違反や、交通事故の要因となる悪質な違反の指導取り締まり、パトカーの赤色灯を点灯しての警戒など、警察官の姿を見せる活動を強化しているところであります。

また、ドライバーに対しては、路面状況に応じた安全速度の励行を呼びかけるほか、道路管理者等に対して、除雪作業などでの交通安全管理の徹底を要請するとともに、現場で作業される事業者等に対する安全指導も行っているところでございます。

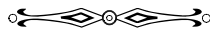
道警察といたしましては、引き続き、これらの対策や融雪期の速度抑止対策により、死亡事故の増加に歯どめをかけるべく取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 森成之君の質問は終了いたしました。

議事進行の都合により、暫時休憩いたします。

午後2時38分休憩



午後3時2分開議

○議長大谷亨君 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩前の議事を継続いたします。

佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）私は、日本共産党道議団を代表して、知事及び教育長に質問します。

まず、知事の政治姿勢に関して、最初に、重点政策と北海道未来創生予算についてです。

今回の予算は、高橋知事の4期目の最後の本格予算です。

知事は、人口減少・危機突破を道政上の最重要課題としてきました。しかし、合計特殊出生率は全国平均を大きく下回り続け、他県より突出して多い非正規雇用の増大は、若者の将来不安と道外流出に拍車をかけています。

これは、4期にわたる高橋道政がもたらしたものではありませんか。知事はこの現状をどう受けとめていますか。

新潟県では、県独自の給付型奨学金制度が実施されます。岩手県では、県内の小中学校で実施している少人数学級を小学5年まで拡大するとのこと。

北海道の将来を担う人材づくりのための、未来創生の名にふさわしい思い切った支援が不可欠ではありませんか、伺います。

道政執行方針の中で、知事は、SDGs——持続可能な開発目標の実現を目指す国際社会の

動きに触れましたが、これは、道政運営に織り込むお考えを示したものと受けとめます。

だとすれば、貧困、飢餓の根絶、福祉、教育など、SDGsの17項目の中で、道として具体的な指標を当然持っていると考えますが、なぜ示されていないのか、伺います。

次に、旧優生保護法に基づく不妊手術の強制等についてです。

戦後の1948年から、わずか22年前の1996年まで、旧優生保護法によって不妊手術が強制されていたことが明らかとなりました。

特に、北海道は、京都府に保管されていた冊子により、優生手術が1000件を超えたことにあわせ、手術件数が他府県に比して群を抜き、全国第1位の実績を誇り、新しい日本の再建への活路として積極的な協力を切に希望するとして、手術の推進を図っていたことが明らかになったことには戦慄を覚えます。

不良な子孫の出生の防止を目的に、障がい者差別と優生思想のもと、北海道では、行政が先頭になって人権侵害を繰り返していました。国策に従順に従い、予算の確保と消化のため、強制手術が優先されたことには驚愕を禁じ得ません。

旧優生保護法のもとの、戦後半世紀近くにわたるおぞましい実態はどこまで明らかとなったのでしょうか。

知事はどう受けとめるのか、また、背景にある優生思想に関する見解もあわせて伺います。

戦後になって、こうした人権侵害を道行政が率先し、こぞって行ってきた責任をどうお考えか。道行政の現在のトップである知事として、関係者と道民に対して謝罪の意思を示すべきではありませんか。

その上で、徹底した調査を行い、なぜ北海道が率先して人権侵害を行うに至ったのか、厳しく検証し、後世に引き継ぐ必要があるのではないのでしょうか。

現在、国会では、極めて重要な問題と受けとめ、賠償の法制化が検討されています。本人にとっても、家族にとっても、触れられたくないということもありますが、プライバシーに配慮し、あまねく賠償していくことが求められています。知事はどう取り組まれるのか、伺います。

次に、憲法改定に対する知事の認識についてです。

知事は、昨年4月定例会で、憲法の平和主義は今後とも最大限尊重すべきものと表明されました。

安倍首相は、憲法9条に自衛隊の存在を書き加える改定を主張していますが、これが行われれば、戦力は保持しない、交戦権は認めないとする規定の空文化、死文化になるのではありませんか。知事の見解を伺います。

次に、自衛隊等の道内演習についてです。

北海道では、昨年、道内全域にわたって演習場外での訓練が行われ、米軍オスプレイの飛行も相次ぎました。一連の演習の中で共通しているのは、飛行計画などが道民に知らされず、事故が起きても、安全を求める道民の声は一顧だにされなかったことです。

こうした中で、佐賀県では、自衛隊のヘリコプターが民家に墜落するという大惨事が発生しま

した。

米軍機の事故は、2月20日に起きた青森県東北町での燃料タンク投棄など、主なものだけで、ことし、6件も立て続けに発生しており、国民の安全を脅かす異常事態です。

知事は、なぜこのような事故が相次いでいるとお考えか、伺います。

知事は、昨年11月、千歳市長らとともに安倍首相を訪ね、防衛計画の大綱で、北海道の良好な訓練環境の一層の活用がうたわれていることを示し、道内の自衛隊の体制強化を要請されました。

これほど事故が相次いでも、なお、知事は、道民の生活を脅かす軍事訓練の推進を求めていく考えは変わらないのでしょうか。また、良好な訓練環境とは、民家、保育所、学校の上空も含められていると認識されているのでしょうか、伺います。

次に、道民生活に関して、まず、生活保護基準の引き下げ等についてです。

安倍政権は、生活保護基準を最大で5%引き下げる方針を決めました。削減の根拠は、生活保護を利用していない低所得者世帯の生活水準の低下を反映させるというものです。

低所得者世帯の生活水準が下がったということは、生活苦に陥っている世帯が拡大しているということでもあります。

生活保護の実態と、基準の引き下げによる困窮の拡大について、知事の認識を伺います。

低所得者世帯の生活水準が下がっている今、求められるのは、低所得者世帯への支援であり、生活保護基準の引き下げは、際限のない貧困の悪循環をもたらすものではありませんか。知事はそのように考えないのでしょうか、伺います。

生活保護基準の引き下げは、就学援助を初め、住民税、保育料、介護保険料の減免など、福祉施策のあらゆる基準に連動し、より広範に低所得者の生活水準を低下させます。知事は、これらを引き下げてもよいとお考えか、伺います。

こうした引き下げがさらに個人消費を冷え込ませ、北海道経済にも悪影響を及ぼすと考えますが、いかがか、伺います。

生活保護基準の引き下げによる道民生活への影響をどのように予想されているのか、その影響を食いとめるために、どのような対策を考えているのか、伺います。

2013年には最大10%の引き下げが行われ、灯油、電気の節約のために、早い時間に電気を消して、眠くもないのに布団に潜り、寒さに震えて眠る、こうした生活が健康で文化的な生活だと知事は考えますか。命がけで節約する人たちの悲鳴が知事には聞こえないのでしょうか。

保護受給者のみならず、低所得者世帯の生活を脅かす生活保護基準の削減はやめるよう、国に対して求めるべきではありませんか。見解を伺います。

次に、介護人材の不足等についてです。

昨年年第1回定例会で、我が会派の宮川議員の介護人材不足に関する質問に、知事は、実態の把握に努め、新たな計画に生かす旨の答弁をされました。

ことし発表された平成29年度介護職員実態調査によると、「不足」との回答が52.7%で、とり

わけ施設サービスにおいては65.3%にもなっています。不足の理由として、「離職者が多い中、欠員補充が難しい」が最多で、38.4%ありました。

本道全体で、夜勤体制の充足も含め、介護職員の不足をどう見込んでいるのか、伺います。

人材確保のためには、さらなる処遇改善が必要と認識されているのか。今後のさらなる高齢化を視野に入れ、緊急に抜本的強化策をとる必要があると考えますが、どういう対策をとるのか、伺います。

現場のケアマネジャーからも、介護支援専門員協会からも、度を越した多忙さであり、職務を果たすことに支障を来しているという声が上がっていることを我が会派は指摘してきました。

道は、本道で最低限必要な人数を9090人とし、事業所及び地域包括支援センターに勤務する介護支援専門員が1万289人であるとして、不足との認識を示していないものの、介護支援専門員協会と連携して、道内の状況を把握するとされましたが、いまだに把握されていないのが現状です。実態把握を早急に行うべきだと考えますが、いかがか、伺います。

次に、地方交通についてです。

2月10日に、「北海道の将来を見据えた鉄道網（維持困難線区）のあり方について」が公表されました。報告書では、鉄道網のあり方として、個別の線区ごとの評価を行い、存続させる路線の優先度の評価づけを行っています。

しかし、北海道全体の鉄道網のあり方が全く議論されない中で、この報告書には、北海道全体としての鉄道網のあり方についての見解が全くありません。

どの路線も北海道全体の鉄道網であると考えますが、知事にそのお考えはないのでしょうか。見解を伺います。

持続的な鉄道網の維持のためには、個々の路線ごとに存続の優先度を設けることが有効と知事はお考えか、伺います。

麻生副総理は、JRの分割は商売のわからない人が考えた、JR北海道をどうするかは、根本的などころをさわらずしてやるのは無理と、国会で答弁しています。

経営安定基金が計画どおりに運用されて、初めて、JR北海道は安定した経営が成り立つということは誰もが当然だと考えていました。知事も同様の認識を持っていたのか、伺います。

先月26日の北海道地方路線問題調査特別委員会で、我が会派の真下議員が、国の経営安定基金の運用益の減少がJR北海道の鉄道経営の危機を招いた根本原因であり、安全対策、老朽化対策も怠ることにつながった、国に対して、経営安定にとって不可欠な条件である経営安定基金を取り崩して、約束どおりJR北海道に支援することを求めるべきと繰り返し追及したことに対して、島田社長は、あくまで地方負担を求める答弁に終始していましたが、まず、国へ支援を求めることが先ではないのでしょうか。知事の見解を伺います。

次に、経済産業対策に関して、働き方改革についてです。

北海道働き方改革推進方策では、取り組みの方向性として、就業環境の改善や、非正規雇用労働者の働き方に見合った処遇の確保と正社員化の促進がうたわれています。

しかし、高橋知事の就任以降、道内の非正規雇用率は4割を超え、他県よりも非正規雇用化が進んでいる状況にあります。

非正規雇用が一貫してふえ、貧困が拡大する中で、ダブルワーク、トリプルワークをせざるを得ない状況に至っていることに対して、知事はどう責任を感じているのか、伺います。

道は、正社員への転換制度の導入促進を働き方改革の一つとして取り組んでいますが、その成果ははまだ見えていません。

正規雇用化に向けた数値目標を設定すべきと考えますが、知事にそのお考えはないのか、伺います。

4月から、契約社員やパートなど有期雇用で、通算5年以上、同じ企業で働く人が無期雇用への転換を申し込めば企業は拒めない無期転換ルールの適用が本格的に始まります。

非正規労働者の無期転換ルールについて、非正規労働者の85%が内容を知らないと回答しているように、労働者への周知はまだ不十分です。

道が新たに立ち上げたほっかいどう働き方改革支援センターに寄せられた無期転換の相談は全て企業からのものであり、一番周知が求められている労働者に対しての周知が不十分と言わざるを得ません。

企業向けの取り組みは行う一方、労働者に対しての新たな取り組みは、何を、どのように行ってきたのか、伺います。

無期転換ルールの導入に伴い、企業の中では、無期転換逃れと言われる問題も生じており、法令に基づく厳格な対応が求められています。

昨年10月16日に、「無期転換ルールの円滑な導入に向けた取組に関する要請について」と題する文書が、経済部長から各部局長や振興局長などに発出され、道にかかわりのある法人、団体等へ要請するよう依頼されています。

この文書を発出した目的や、その内容について伺います。

無期転換ルールの円滑な導入に向け、道が関与する法人や団体等における対応も重要と考えます。

4月から、有期契約労働者の無期転換の申し込みが本格化するのに合わせて、道にかかわりのある法人、団体等においては、希望者が一人も漏れることなく無期転換ができるよう、特に適切な対応が求められると考えますが、見解を伺います。

次に、泊原発の再稼働等についてです。

2月8日、地震、暴風雪、炉心損傷事故の複合災害を想定した原子力防災訓練が実施されましたが、ヘリコプターによる救出訓練は、雪によって中止されました。

暴風雪時には屋内での一時避難が基本とされていますが、木造住宅での、放射性プルームからのガンマ線等の影響に対する低減率は10%と想定されています。

暴風雪がおさまるまで被曝し続けることを前提とした避難計画で、原発事故から道民を守れると知事はお考えか、伺います。

小泉元首相が顧問を務める原発ゼロ・自然エネルギー推進連盟が、運転中の原発の即時停止、再稼働を一切認めないとする原発ゼロ・自然エネルギー基本法案を発表しました。基本法案の内容は、我が党の立場と一致するものであり、全面的に賛成します。

知事は、小泉元首相の提言をどう評価するか、伺います。

どの世論調査を見ても、原発再稼働反対は国民の5割から6割を占め、国民的合意になっています。

また、再稼働を推進すれば、わずか6年で、原発の使用済み核燃料貯蔵プールは満杯になる状況であり、核燃料サイクルは完全に行き詰まっています。

さらに、原発事故の処理費用は、政府の見積もりでも21.5兆円に達し、今後どれだけ膨らむかも全く不明です。

知事は、将来、原発に依存しない社会を目指すと繰り返し述べていますが、4期目の最終年度となる今こそ、原発ゼロの早期決断を安倍首相に強く申し入れるべきではありませんか。見解を伺います。

北電が新規規制基準適合性審査の申請を行ってから、4年8カ月が経過しました。同時期に申請した他県の加圧水型原子炉については、既に審査に合格しているにもかかわらず、北電だけがクリアできずに、まさに審査は迷路に陥っている状況ですが、知事はどう認識しているのか、伺います。

道民の生命や財産を守る立場にある知事は、今こそ、稼働能力に不安がある北電に対し、再稼働を諦めるよう要請すべきと考えますが、見解を伺います。

次に、第1次産業対策に関して、大雪被害に係る農業支援等についてです。

日高、渡島、檜山の3振興局管内を襲った局地的豪雪により、農業用ビニールハウスの倒壊、損壊が多発しました。

被害総数は、543棟の倒壊、損壊となっており、我が会派は、直ちに、先月8日、倒壊したビニールハウスの現地調査を行い、町役場の幹部、農業者などから、被害の実態と要望の聞き取りを行い、14日には知事への緊急要請を行いました。

新ひだか町静内では、先月5日朝から降雪が続き、6日の最深積雪は、統計開始以来で最多の43センチメートルに達したとされています。

東別地域では、70センチメートル以上の雪が降り続き、1メートル近くまで降り積もった場所もありました。雪の重みによってビニールハウスの骨組みがゆがみ、除雪を行おうにも、積雪が深くて追いつかないのが実情です。

その後、知事も現地に赴き、被害状況を確認されたと承知していますが、現地からどのような声を聞き、知事として、このたびの被災状況をどれだけ重く受けとめたのでしょうか、伺います。

被災した地域の行政、農業者がともに心配していることは、今回の災害を機に、復旧できないまま離農してしまうのではないかということです。先行きの見えぬまま、営農再開や今後の生活

の見通しが持てずに、離農に追い込まれる危険性があるためです。

新ひだか町では、被災した農家の一定数が新規就農者と言われており、みずからも被災している中、1人の離農者も出さないという思いで、新規就農者への支援を行う農家の方の姿もありました。知事も同じ思いか、伺います。

被災農家への生活支援と、営農再開に向けた支援を一体的に進めることが急務と考えますが、いかがか、伺います。

過去には、雪害により、国の予算措置の対象拡大を通じて支援対象を広げたこともあります。

制度の枠組みを拡充するなど、柔軟な対応が求められますが、どのように支援を行うおつもりか、伺います。

最後に、教育問題に関して、教職員の働き方改革等についてです。

2016年の道教委の調査では、小学校の23.4%、中学校の46.9%、高校の35.7%の教職員が過労死ラインを超えて働いていることが明らかになりました。

これまで、道教委は、生徒数が減少していること等を理由に、教職員数を一貫して削減し続けてきており、現場から求められてきた少人数学級の推進にも背を向けています。

しかし、少なくない教職員が過労死ラインを超えるとされる事態にまで至っていることについて、現在の教職員数では長時間・過密労働が解消できないという認識を教育長はお持ちですか、伺います。

2月9日に出された、学校における働き方改革に関する文科省の通知では、ICT、タイムカードなど、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムの構築を求めています。

しかし、教職員の実務そのものが削減されなければ、持ち帰り残業や時短ハラスメントが生み出される懸念もあり、長時間労働の実態把握が超過勤務解消に直結する対策を行わなければなりません。

長時間勤務の実態を把握した上で、どのように超勤解消につなげていくのか、伺います。

本定例会には、教職員の部活動負担を軽減するために部活動指導員を導入する予算の計上が提案されています。

しかし、来年度から部活動指導員の導入を希望する高校に対して、道教委は、希望する高校の半数にしか配置をしない予定だと承知しています。

導入した高校と導入しなかった高校で効果の違いを検証するということですが、国の予算で実施する中学校では、希望する学校の全てに配置されるとのことです。一刻も早く部活動における教職員の負担軽減を行おうという姿勢が道教委自身に欠けているのではないかと、疑念を抱かざるを得ません。

希望する学校には全て部活動指導員を配置できるように、道教委自身が手を尽くすべきと考えますが、いかがか、伺います。

以上、再質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事高橋はるみさん。

○知事高橋はるみ君（登壇）日本共産党、佐野議員の代表質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、重点政策についてであります。道では、これまでも、人口減少・危機突破に向け、安心して住み続けられる地域社会の構築や、地域経済の活性化による若者の呼び込み、定着などのほか、人材育成に取り組んでまいったところでもあります。

この間、人口減の抑制に成果を上げる市町村が増加するなどの動きがある一方で、生産年齢人口の減少などにより、全国的な人手不足が進む中、少子化や、若年層を中心とした道外への転出超過の抑制、働き方改革など、着実に取り組むべき課題があるものと考えております。

私といたしましては、人づくりが政策の基本であるとの認識のもと、安心して子どもを産み育てることができる環境整備を初め、若者の道内定着や担い手不足への対応、さらには、地域を支え、世界で活躍できる人材の育成に向けて、積極的な施策を展開してまいります。

次に、SDGsについてであります。国際社会において、持続可能な開発目標、いわゆるSDGsを共通の指針として掲げて取り組んでいる中、こうした理念と実現に向けた手法は、道の総合計画の目指す姿と合致するものであり、総合計画における指標等は、SDGsに掲げる目標と相通ずるものであります。

道といたしましては、SDGsの実現に向け、早期に全庁横断的な体制を整備するとともに、新年度には、新たなビジョンの策定を目指すなど、持続可能な地域社会の形成に向けて、一層の取り組みを進めてまいります。

次に、優生保護政策などについてであります。昭和23年に施行された優生保護法のもと、平成8年に母体保護法へ改正されるまでの間、本人の同意がない中で行われてきた不妊手術は、障がいのある方々への差別につながり、今日の価値観とは相入れないものと認識をいたします。

道内では、2000人を超える方々に優生手術が行われ、保存されていた文書によりますと、手術が適当と審査された方の8割が女性で、中には未成年の方もいらっしゃったところでもあります。

私といたしましては、こうした手術が行われたことに対し、御本人や御家族が大変つらい思いをされてきたことを大変重く受けとめているところであります。

次に、旧優生保護法に関する今後の対応についてであります。道といたしましては、旧優生保護法のもとで行われた審査、手術については、国を挙げた実態把握や必要な対策の検討が早急に行われることが必要と考え、先般、国に要請を行ったところであります。

道では、今後、国の動きを注視するとともに、御本人や御家族からの相談のほか、現存する記録が速やかに確認できるよう、プライバシーや心情に十分配慮した対応などについて、直ちに検討してまいります。

次に、憲法についてであります。国民主権、基本的人権の尊重、平和主義といった、現行憲法が掲げる基本的な考え方は、今後とも最大限尊重すべきものであります。

憲法に関しては、国内外の社会経済情勢の変化に応じ、見直しを行うことはあり得るものと認識しているところであり、さまざまな御意見がある中、国会において十分に議論を深めていただくとともに、幅広く国民的な議論を尽くすことが何より重要であると考えます。

次に、道内における自衛隊の訓練などについてであります。自衛隊は、我が国の防衛はもとより、災害時における救出・救助活動、さらには地域活動にも積極的に貢献されており、道内の市町村から体制の維持拡充が求められていることから、道では、自衛隊駐屯地等連絡協議会と連携をして、国への要請などを行っているところであります。

一方で、米軍機等の事故が相次いで発生していることなどから、国等において、速やかな原因の究明とともに、再発防止に向けた対策を講じていく必要があるものと考えているところであります。

こうした中、道といたしましては、涉外知事会と連携をし、国や米国に対して、航空機の事故防止に向けた安全対策の実施などを改めて求めたところであり、今後も、道内における自衛隊等の訓練については、道民の皆様の生活に不安や支障を与えることがないように、安全管理の徹底を要請するなどし、道民の皆様の安全、安心の確保に努めてまいります。

次に、道民生活に関し、まず、生活保護基準についてであります。国においては、5年に1度、最低限度の生活を保障する水準として適切な基準となるよう、現行の生活扶助基準と一般低所得者世帯の消費実態との均衡について検証を行った上で、年齢、世帯人員、地域差などを勘案し、見直しを行っているものと承知いたします。

また、生活に困窮されている方々に対する就労面や居住面などでの支援体制の整備に向け、現在、生活困窮者自立支援法等の改正も予定されているところであります。

道といたしましては、生活保護制度が、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットとして、適切に機能を維持することが必要であると認識いたします。

次に、介護人材の確保についてであります。今後、さらなる高齢化によって、介護人材の確保はますます重要な課題となるものと考えているところであり、道では、次期介護保険事業支援計画の基本方針の一つに、人材確保策の充実を位置づけ、若者など、幅広い層に対する介護の魅力の普及啓発や、高齢者、主婦など、多様な人材の就業促進など、一層の施策の充実を図ることとしたところであります。

また、介護職員の処遇改善について、引き続き国に働きかけるとともに、今後は、市町村や介護事業所団体等と連携をし、人材確保の取り組みの評価、検証を行いながら、地域の実態に応じた、より実効性のある施策を検討するなどして、介護サービスの提供に必要な人材の確保に取り組む考えであります。

次に、地方交通に関し、まず、鉄道網のあり方についてであります。鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の報告は、道内の鉄道網が直面する厳しい事業環境や果たしている役割のほか、地域における検討協議の状況などを踏まえながら、道が総合的な交通政策を推進する上での基本的な考え方を、全道的な観点から明示したものであり、今後、道議会での御議論をいただきながら、バスや航空機なども含めた道の指針として、年度内に決定する考えであります。

指針等に盛り込まれている鉄道網などのあり方は、個別の線区について、存廃などの結論や優

先度を示したのではなく、道といたしましては、地域の皆様と、おのおの実情や線区の特性を踏まえた検討協議をさらに加速させていくことが重要と考えるものであり、鉄道網を含む公共交通ネットワークと地域交通の確保に向け、積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、国の支援についてであります。国鉄の分割民営化に際し、国は、JR北海道の経営安定を図るため、経営安定基金を設置したところでありますが、JR北海道の経営は、長期的な金利の低下に伴う運用益の低迷に加え、利用者の減少や近年の安全投資の急増などにより、厳しい状況にあるところであります。

JR北海道の経営再生のためには、支援を行ってきたこれまでの経緯を踏まえ、引き続き国が中心的な役割を担う必要があると考えており、道といたしましては、国の支援を重ねて求めているところでありますが、地域における持続的な鉄道網を確立するためには、JR北海道の徹底した経営努力を前提に、国の実効ある支援とともに、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要と考えるところであります。

次に、経済産業施策に関し、まず、非正規雇用労働者についてであります。平成29年の、本道の非正規雇用労働者の全体に占める割合は、全国の数値を上回っており、その中には、いわゆる不本意非正規雇用労働者の方もいると考えられることから、道といたしましては、その能力が十分に発揮され、適正な処遇がなされるようにしていくことが必要であると認識をいたします。

このため、道では、非正規雇用労働者の割合が高い産業のうち、昨年度は宿泊業、本年度は食料品製造業について調査を行い、正社員化や処遇の改善に向けた事例を取りまとめるとともに、セミナー等による普及啓発に取り組んでいるところであります。

今後とも、働き方改革推進方策に基づき、本道における非正規雇用労働者の正社員化や処遇改善が進むよう取り組んでまいります。

次に、原子力防災対策についてであります。道では、国の原子力災害対策指針を踏まえ、自然災害との複合災害時において、災害による差し迫った危険がある場合は、住民の安全確保を優先して対応することとしているところであります。

このため、暴風雪時においては、避難行動により人命を危険にさらすリスクを回避する必要があることから、天候が回復するまでは屋内退避を優先し、その後、天候や道路状況を確認し、避難を行うこととしているところであります。

道といたしましては、人命最優先の対応を基本としつつ、関係自治体や防災関係機関と連携しながら、今後とも、さまざまな事態を想定した訓練を繰り返し実施するなどして、住民の皆様方の安全が確保できるよう、万全を期してまいります。

次に、エネルギー政策についてであります。暮らしと経済の基盤である電力は、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、安全性、安定供給、経済効率性、環境への適合を基本的視点としながら、さまざまな電源の特性が活かされた多様な構成とすることが重要であり、そのあり方については、国政の場で十分に御議論をいただくべきものと考えているところであります。

道といたしましては、省エネ・新エネ条例に基づき、地域の皆様と力を合わせ、本道が有する

ポテンシャルを最大限に生かし、新エネルギーの導入を促進してまいります。

次に、泊発電所についてであります。泊発電所については、発電所敷地内における断層の活動性評価など、地質や地震動に関する審査が継続していると承知しておりますが、原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、原子力規制委員会において、しっかりと審査、確認していただくことが重要と認識をいたします。

北電においては、原子力規制委員会の審査に対し、真摯に対応すべきと考えるところであります。

最後に、このたびの災害に対する受けとめについてであります。2月4日から6日にかけての大雪と暴風雪により、日高管内を中心に、ビニールハウスの倒壊などの被害が発生し、私自身も、16日には新ひだか町に赴き、復旧、復興に向けた地元関係者の方々との意見交換や被害状況の確認を行わせていただいたところでもあります。

地元の町長さん、農協の組合長さんからは、ビニールハウスの撤去や再建に係る支援の要請があったほか、被災した農家の方々からは、復旧への支援に対する期待とともに、営農再開への強い思いも伺ったところでもあります。

また、現場では、多くのビニールハウスが雪の重みにより押し潰されている状況を目の当たりにして、このたびの被害の大きさを改めて認識いたしましたところでもあります。

なお、その他の御質問に関しましては、担当の副知事より答弁をさせていただきます。

以上であります。

○議長大谷亨君 副知事山谷吉宏君。

○副知事山谷吉宏君（登壇）大雪被害に係る農業支援等についてお答えをいたします。

営農の再開等に向けた支援についてであります。このたびの大雪被害の発生を受け、道では、これまで、現地に職員を派遣し、除雪作業などの支援を行うとともに、雪害に対する営農技術情報の発出や、低利な制度資金に関する情報提供などを行ってきているところでもあります。

また、ただいま知事からお答えいたしましたように、直後の2月16日には知事が現地に赴き、今後の対応などについて地元関係者と意見交換を行いますとともに、道として、道内選出国會議員や農林水産省に対し、被害施設の撤去や再建、修繕等について支援要請を行ったところでもあります。

道といたしましては、今後とも、被害や復旧の状況について把握に努めるとともに、被災農家の中には、移住などによる新規就農者も含まれておりますことから、農業改良普及センターによるきめ細やかな技術指導などに加え、関係機関・団体が一体となって、被災農家の皆さんが、安心して営農を継続し、地域で暮らしていけるよう、必要な対応について検討してまいります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 副知事辻泰弘君。

○副知事辻泰弘君（登壇）旧優生保護法などについてお答えいたします。

まず、調査、検証についてであります。この法律は、当時の社会情勢を背景に制定されたもので、国で優生保護政策を推進する中、道におきましては、関係機関の協力を得ながら取り組み、道内でも優生手術が行われてきたことは、障がいのある人もない人も個人として尊重される現在の理念とは異なるものであり、大変重く受けとめております。

保存されている都道府県の関係資料はわずかであると見込まれますことから、国と都道府県が一体となった調査が必要と考えており、先般、実態の把握などを国に要請したところでございます。

次に、道民生活に関し、生活保護基準の見直しに伴う影響などについてであります。国では、生活保護基準の見直しに伴い、その基準を参照し、対象者を設定している社会保障分野や税分野などの他制度については影響を受けることから、それぞれの制度の趣旨や目的、実態を十分考慮しながら、できる限り、その影響が及ばないようにすることを基本的考えとする対応方針を示しているところでございます。

このため、道としては、国のこの方針について、庁内の関係部に対して周知徹底を図るとともに、道教委や市町村に通知することとしており、さまざまな機会を活用して、その理解を得るよう努めていく考えでございます。

次に、国への働きかけについてであります。生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障するためのセーフティーネットの役割として、適切に機能することが必要でありますことから、道といたしましては、これまでも、生活保護基準が地域特性を十分踏まえたものとなるよう、国に対して要望しているところでございます。

今後とも、生活保護基準が、消費動向を的確に捉え、広域かつ積雪寒冷である本道の地域事情に即したものとなるよう、国に対して働きかけてまいりたいと考えてございます。

次に、介護職員についてであります。今後、さらなる高齢化の進行や人口減少により、介護を取り巻く環境が厳しさを増すものと見込まれる中、昨年実施した調査では、多くの介護サービス事業所において、職員の確保に苦慮している現状が改めて明らかになったところでございます。

道では、次期介護保険事業支援計画の策定に当たって、今後の介護職員の必要人数を推計したところであり、その結果、高齢者人口がピークを迎えると想定される平成37年度に向け、居宅や施設での介護のほか、予防を含むサービス全体で、さらに2万2000人の介護職員が道内全体で必要と見込んでいるところでございます。

次に、介護支援専門員についてであります。介護支援専門員は、医療職を初め、多様な職種と連携協働しながら、介護サービス利用者が自立した日常生活を営むために必要な援助をする専門職として、重要な役割を担っていると認識しております。

道では、これまで、北海道介護支援専門員協会等の関係団体と連携し、介護支援専門員の養成確保や実態把握に取り組んできたところでありますが、平成30年度から、介護支援専門員の資質向上を図るため、受験要件が、看護師、介護福祉士等の法定資格保有者などに限定され、試験制

度が見直されますことから、そうした影響を含め、関係団体と連携しながら、改めて道内の実態把握に努め、地域で必要な人材が確保できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

次に、働き方改革に関し、有期契約労働者の無期転換についてであります。本年4月から、有期契約労働者の無期転換の申し込みが本格化することとされておりますが、この制度は、労働者が安心して働き続けることができる社会を実現するために重要なものと認識しております。

有期契約労働者が円滑に無期雇用へ転換できるようにするためには、この制度について、企業と労働者の双方に広く周知を図ることが必要と考えているところであります。

このため、道におきましては、ホームページや新聞等の広報媒体、コンビニでの店内放送、国などと連携したセミナーの開催などにより、広く周知するとともに、労働相談ホットラインによる相談や助言などを行っているところであります。

今後とも、企業や労働者の制度への理解が進むよう、関係機関と連携するなどして、周知に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、法人、団体等に対する周知についてであります。道では、有期契約労働者の無期転換ルールについて、これまでもさまざまな方法で周知に努めてきたところでありますが、道にかかわりがある法人、団体等についても周知を図っていくことが必要と考えているところであります。

このため、工事の発注や業務の委託、行政財産の使用許可などにおいてにかかわりがある事業者等に対し、無期転換ルールへの計画的な対応などについて、各部局長や振興局長などを通じて周知を行うこととしたところであります。

次に、無期転換ルールの円滑な導入についてであります。有期契約労働者の無期転換の申し込みが本格化する4月まで、1カ月余りとなったことから、道におきましては、道にかかわりがある法人、団体等に対し、無期転換ルールへの計画的な対応などについて、再度、各部局長などを通じて周知を行っているところであります。

今後とも、各法人、団体等において、法律に基づき、有期契約労働者の無期転換に向けた取り組みが適切に行われることが重要と考えており、引き続き周知の徹底を図ってまいりたいと考えております。

最後に、原子力政策などについてであります。国は、エネルギー基本計画におきまして、原子力を、安全性の確保を大前提に、エネルギー需給構造の安定性に寄与する重要なベースロード電源と位置づけるとともに、原発依存度については、省エネルギー、再生可能エネルギーの導入や火力発電所の効率化などにより、可能な限り低減させるとしているところであります。

原子力政策につきましては、エネルギー問題に責任を持つ国として、国民の理解が得られるよう説明を行うなど、丁寧に取り組む必要があると考えているところであります。

以上でございます。

○議長大谷亨君 教育長柴田達夫君。

○教育長柴田達夫君（登壇）日本共産党、佐野議員の代表質問にお答えをいたします。

教職員の働き方改革等に関し、まず、教員の時間外勤務の縮減についてでございますが、道教

委としては、教員が健康でやりがいを持って勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を整備することが必要であると考えており、教員が子どもと向き合う時間を確保するため、これまでも、国に対して、新たな定数改善計画の策定などについて要望するとともに、昨年11月には、全国都道府県教育委員会連合会と連携し、35人以下学級の早期拡充などについて特別要望を行ったところでございます。

現在、中教審においては、長時間勤務を是正していくため、教育職員の給与等に関する特別措置法も含む、勤務時間等に関する制度のあり方などについて検討が行われているところであり、道教委といたしましては、こうした国の動向も注視しながら、引き続き、定数改善や勤務時間制度の改善などについて、国に強く要望してまいる考えでございます。

次に、勤務時間の把握などについてでございますが、教員の長時間勤務を是正し、働き方改革を着実に進めていくためには、勤務時間を的確に把握する必要があると考えております。

このため、道教委では、勤務時間を客観的に把握し集計するシステムを可能な限り早期に構築することといたしており、学校においては、アクションプランに基づく取り組みの徹底はもとより、勤務時間等の把握をもとに、職員の健康に十分配慮しながら、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取り組みを進めることにより、時間外勤務の一層の縮減に取り組んでまいる考えでございます。

最後に、部活動指導員の配置についてでございますが、国における部活動指導員の制度設計に当たっては、学校設置者による応分の負担とともに、真に教職員の負担軽減につながる計画的な配置が求められておりますことから、具体的配置に当たっては、各学校における時間外勤務の実情や、部活動指導員の活用方法、配置によって見込まれる効果、さらには、地域人材の確保などに対する学校の考え方を踏まえた上で、配置を進める必要があると考えているところでございます。

このため、道教委としては、市町村立中学校への配置については、市町村教育委員会に対して意向調査を行い、こうした考え方にに基づき、予算措置も含め、対応が可能な市町村について、このたび予算を計上したところでございます。

また、道立高校については、より事業効果が見込まれる学校を選定して配置した上で、効果の検証を行うこととしたところでございまして、今後、検証結果を踏まえ、効果的な配置のあり方等について検討を行ってまいる考えでございます。

以上でございます。

○議長大谷亨君 佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交えて、再質問をいたします。

重点政策について、人づくりが政策の基本との御答弁でしたが、北海道は、非正規雇用率が全国と比べて高く、出産できない地域はますます広がっています。

他県の例を紹介しましたが、現状を打ち破る、これまでの延長線上ではない施策の展開が必要と考えますが、いかがか、知事のお考えを伺います。

旧優生保護法に基づく不妊手術の強制等について、優生思想への回帰はあってはならないことですが、今も、優生思想が消えたとは言えないような、障がい者施設での殺傷事件も起こっています。

北海道は、ハンセン病の隔離政策についても、率先して人権侵害を推進してきた歴史があります。1975年に道議会で、当時の堂垣内知事が、異常児の出生を防止するための優生保護相談などを実施していると答弁するなど、優生思想をみずから推進しました。

国に忠実に従い続け、過った北海道行政の歴史から目を背けてはなりません。

道として、検証組織を立ち上げ、今回契機となった公文書の保管についても、新たな仕組みづくりをしていくべきではないですか。いかがか、伺います。

知事みずからも反省し、北海道の歴史に刻み、こうしたことを繰り返すことがないように、差別と偏見の克服、戦後の憲法に基づく基本的人権の最大限の尊重に行政として取り組むべきではないですか。いかがか、伺います。

憲法改定についてです。

安倍首相が主張する、憲法9条に自衛隊の存在を明記すれば、9条2項が空文化され、知事が最大限尊重すべきとお答えになった平和主義が根底から覆されることとなります。憲法尊重擁護義務を負い、道民の命と暮らしを守るべき知事であるならば、こうした改憲には明確に反対すべきと指摘します。

米軍機等の事故がこれほど頻発しているにもかかわらず、国は速やかな原因究明と再発防止策を講じる必要があるとの、人ごとのような答弁でした。

燃料タンクの投棄で、シジミ漁の収入が断たれた漁民の悔しさが想像できますか。広大な基地があり、訓練が繰り返されている本道にとっては、決して人ごとではいられないはずです。

米軍に物が言えない国と、国に物が言えない北海道のもとでは、道民の日常生活や生産基盤が脅かされます。危機感を持って対応するよう求めておきます。

生活保護基準の引き下げについて、知事は、国が、適切な基準となるよう、検証を行った上で見直しを行っているとの認識を示されましたが、生活保護を受給していない、下から10分の1の低所得者の暮らしは、そもそも、憲法で言う生存権を充足するものではありません。余りにも冷たい答弁です。国の受け売りではなく、実態を踏まえた認識を持つべきです。

生活保護を受給している、ある母子家庭のお母さんは、「中学生の娘のために、必死でやりくりをして、学校で必要なものをそろえ、自分は食わずに娘に食べさせています。娘の進学のためにも、体を治して一日も早く働きたいと思っていますが、それができるのか、とても不安です」と話していました。

道は、生活保護受給者から聞き取りを行うなどの実態把握をすべきと考えますが、いかがか、伺います。

介護人材の不足等についてです。

2025年度に、さらに2万2000人の介護職員が必要になるとの見通しを示されましたが、それだ

け確保できるかどうかの問題です。

まず、現状において介護職員に不足を来しているなら、人数でお示してください。

また、2025年度においては一層不足する可能性が否定できません。確保策の強化が必要と考えますが、知事はどのようにお考えか、伺います。

介護福祉士で経験5年以上など、要件が厳しくなることによって、介護支援専門員の確保が一層厳しい状況になることが予想されます。

現状でも不足しているケアマネジャーが、今後なお確保できないことが懸念されますが、この点についてどう認識しているか、改めて伺います。

地方交通についてです。

鉄道ネットワーク・ワーキングチームフォローアップ会議の報告書に関して、知事は、個別の線区について、存廃などの結論や優先度を示したものではないと答弁されましたが、ほかの交通機関での代替も含めて検討とされた線区は、いずれも、JR北海道がバス転換を求めている線区であり、地元自治体の反発は大きいのです。

JR北海道の島田社長は、特別委員会での参考人招致で、新幹線を一日も早く札幌まで開業し、北海道全体の観光振興を含めた中でお返しをしていくと答弁しましたが、知事は、島田社長の発言をどう受けとめ、鉄道が地域振興に果たしている役割をどうお考えか、伺います。

島田社長は、参考人招致で、経営安定基金の取り崩しを国に求めることについて一顧だにしない姿勢を示しました。鉄道を存続させるためにあらゆる手だてを尽くそうとしない姿勢には憤りを禁じ得ません。

知事は、これまで、国の支援を何度も求めています。国の支援が不足していることは明らかです。

経営安定基金の取り崩しや貸付金の償還免除などの具体策をさらに上積みし、北海道の公共交通を守る責任がある知事として、鉄道の存続に向けて強く要望していく必要があると考えますが、見解を伺います。

働き方改革についてです。

非正規雇用が一貫してふえているにもかかわらず、これまでの取り組みを進めてきた知事自身の責任についても、正規雇用化に向けた数値目標についても、言及はありませんでした。このこと自体が、知事の取り組みの弱さをあらわしているものと言わざるを得ません。

秋田県では、35歳未満の非正規雇用者を正社員に転換する企業への助成を2017年度から既に行っています。他県よりも正規雇用化が進んでいない本道だからこそ、他県の進んだ施策に学び、数値目標をはっきり示すことを強く求めます。

また、道が関与する法人、団体等に無期転換ルールを改めて周知したと答弁がありましたが、確実に無期転換ができるように、各法人、団体等の実態を把握する必要があるのではないのでしょうか。

道の関与団体で、無期転換逃れと言われることが決してないように、万全を期して対応するこ

とを強く求めておきます。

泊原発の再稼働等についてです。

知事は、4期目の公約で、将来、原発に依存しない北海道を目指すと言いながら、原発に依存しない社会に向けた具体的な道筋を明らかにしてきませんでした。

知事の言う原発に依存しない社会とはどんな社会なのでしょう。その中身と道筋を明らかにしてください。

審査が長期化しているということは、言いかえれば、泊原発の危険性がいつまでも払拭できずにいるということではないでしょうか。

知事は、これまでの、傍観者と受け取られかねない態度を改め、道民の不安を取り除き、安全、安心な暮らしを守るため、当事者である北海道知事として、泊原発の再稼働を行わないよう、国や北電に対して強く求めるべきではありませんか。知事にそのお考えはないのか、伺います。

最後に、教職員の働き方改革等についてです。

国会で、我が党の議員が、教職員の長時間労働の要因として、学習指導要領の改訂で授業こま数をふやしたのに、それに見合う定数増をせず、教員1人当たりの持ちこま数がふえたからだど追及したのに対し、文科省は、学習指導要領の改訂による授業時数の増加が主な要因と考えていると答弁しました。

授業時数が増大しているにもかかわらず、人員が拡充されていないのでは、長時間・過密労働になることは当然ではないでしょうか。教職員の働き方改革を言うなら、教職員1人当たりの持ちこま数を減らし、教職員定数をふやすことこそ直ちに行うべきです。

道教委は、実態の把握と、教職員をふやす具体的な手だてをとるべきと強く指摘します。

以上、再々質問を留保し、私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐野議員の再質問にお答えをいたします。

最初に、私の政治姿勢に関し、まず、重点政策についてであります。新年度においては、重点政策として、未来を担う多様な人づくりなどを掲げ、地域医療の確保や働き方改革の推進を初めとする施策の柱のもと、修学資金の貸し付けや指導医の派遣などによる、地域における医師の確保のほか、正規雇用の拡大などに向けた、中小企業の就業環境の改善や競争力の強化など、各般の施策展開を図ることとしたところであり、本道が直面する課題に粘り強く取り組み、誰もが安心して暮らし、働くことができる地域社会の実現に向け、全力を尽くしてまいります。

次に、旧優生保護法についてであります。審査、優生手術の実態の把握や必要な対策は、当時の資料が極めて少ないことを考慮した上で、国において全国一律に検討すべきものと考えており、このたび、厚生労働省に対して要請を行ったところであります。

保存されていた資料については、当時のことを記録した重要なものでありますことから、今後確認されるものも含め、道として将来にわたって保全する考えであります。

次に、旧優生保護法に関する道の取り組みについてであります。道内でも優生手術が行われてきたことは、障がいのある人もない人も個人として尊重される現在の理念とは異なるものであり、大変重く受けとめております。

私といたしましては、今後、こうした不幸が繰り返されることなく、個人の価値観や権利が十分尊重されるよう、本道の将来を担う子どもの未来づくりのための施策の推進に取り組んでまいります。

次に、道民生活に関し、まず、生活保護についてであります。生活保護制度は、健康で文化的な最低限度の生活を保障する最後のセーフティーネットとして、適切に機能を維持することが必要であると認識するものであり、道といたしましては、ケースワーカーの家庭訪問を通じて把握した、個々の生活保護受給世帯の生活実態に応じ、適切な生活水準が維持されるよう、必要な保護を行ってまいります。

次に、介護人材の確保についてであります。現行の介護保険事業支援計画における介護職員の需要見込みが9万3000人であるのに対し、昨年の道内の介護職員数は約9万2000人と推計しており、高齢者人口がピークを迎える平成37年度に向けて、さらなる介護職員の需要の増加が見込まれることから、人材確保の取り組みの強化は喫緊の課題と認識をいたします。

このため、道では、次期計画に、人材確保策の充実を位置づけ、市町村や介護事業所団体等との連携のもとで、各般の施策について、毎年度、評価、検証を行いながら、新たに設置する全庁的な連携組織も活用し、人材の確保に一層取り組む考えであります。

次に、介護支援専門員の確保についてであります。道といたしましては、今後、北海道介護支援専門員協会等の関係団体と緊密に連携をしながら、道内における介護支援専門員の確保状況や、平成30年度からの試験制度の見直しの影響などの実態把握に努め、その結果等を踏まえて、地域に必要な人材が確保できるよう取り組んでまいります。

次に、地方交通に関し、まず、鉄道の役割などについてであります。JR北海道の社長の発言については、北海道新幹線の札幌開業を見据え、不動産賃貸業などの関連事業も含めた営業利益のさらなる拡大により、持続的な経営構造の確立を図ろうとするものと認識いたします。

JR北海道においては、新幹線の札幌開業を経営再生に向けた好機と捉え、JR九州の取り組みなども参考にしながら、鉄道事業以外の収益が見込める新たな事業を戦略的に育てることにより、持続的な鉄道網の確立に向け、収益拡大に全力で取り組む必要があると考えるものであります。

次に、国の支援についてであります。道といたしましては、JR北海道では巨額の経営赤字の発生が見込まれており、JR北海道の経営再生に向けては、これまでの経緯を踏まえ、国が中心的な役割を担う必要があると考えております。

道では、これまでも、国に対して、本道固有のコストの負担軽減や、鉄道・運輸機構の特例業務勘定を活用した、設備投資等に対する支援策など、国の実効ある支援を求めてきたところであり、引き続き強く働きかけてまいります。

次に、エネルギー政策についてであります。エネルギーは、暮らしと経済の基盤であり、社会経済の変化への柔軟な対応が図られるよう、多様な構成とするとともに、身近な地域で自立的に確保できるエネルギー資源を最大限に活用することにより、活力ある地域社会の実現に寄与していくことが重要と認識をいたします。

道といたしましては、省エネ・新エネ促進条例の趣旨を踏まえ、エネルギーの地産地消や実証開発プロジェクトの集積を促進するとともに、本道の可能性を最大限に発揮するための、送電インフラを含む基盤整備について、国や関係機関に働きかけるなど、行動計画に掲げる取り組みを進め、新エネルギーが主要なエネルギー源の一つとなるよう、その導入拡大を図ってまいります。

最後に、原子力発電所についてであります。原子力政策については、エネルギー問題に責任を持つ国として、国民の理解が得られるよう説明を行うなど、丁寧に取り組む必要があると考えます。

原発は何よりも安全性の確保が最優先であり、北電に対し、原子力規制委員会の審査に真摯に対応するよう求めてきているところであります。

以上であります。

○議長大谷亨君 佐野弘美さん。

○29番佐野弘美君（登壇・拍手）（発言する者あり）指摘を交えて、再々質問をいたします。

旧優生保護法に基づく不妊手術の強制について、知事は、調査は国に預け、資料は保存するものの、検証には言及されませんでした。

旧優生保護法による不妊手術は、子どもを授かるという人間としての当然の権利と希望を、障がいなどを理由に行政が奪ったのです。その責任を、道行政のトップにいる知事は本当に重く受けとめているのでしょうか。

北海道は、優生手術の件数が他府県に比して群を抜き、全国第1位の実績を誇り、積極的な協力を切に希望するとして、手術の推進を図ったのです。決して全国一律ではありません。それなのに、検証もせずして、子どもに未来を語る事ができるのでしょうか。

高橋知事のもとでつくられた北海道ハンセン病問題検証報告書では、国はもとより、無批判に受け入れ、みずからも隔離政策に加担してきた北海道もその責任は免れないものと考察してはおりませんか。今度も、道は、国に忠実に従い続け、加担してきたのではありませんか。

その歴史に向き合い、道としても検証し、絶対に繰り返さないために、知事は精いっぱい取り組むべきです。見解と決意を伺います。

知事は、障がいのある人もない人も個人として尊重される現在の理念とは違うとお答えになりましたが、旧優生保護法は、戦後、基本的人権の擁護が明記された現憲法のもとで制定され、家族も巻き込んで、言われなき不妊手術を強制されていたのです。優生思想という選別の思想が、ほんの22年前まで、法の根拠とされ、今も払拭されたとはいえないのではありませんか。

ハンセン病問題と同様、過去の個別の問題として安易に清算してはなりません。

個人の価値観や権利の尊重を本気で位置づけるためにどう取り組むのか、改めてお聞きします。

生活保護基準の引き下げ等についてです。

先ほど紹介した母親は、「これからもまだ下がるのかと不安です。毎日を思い悩まないで生活を送りたい。私たちの悲痛な言葉に耳を傾けてください」と訴えています。知事には、ぜひ、この声を胸に深く受けとめていただきたいと強く申し上げておきます。

介護人材の不足等についてです。

昨年の第2回定例会予算特別委員会でも、我が会派の宮川議員の質問に対して、実態把握に努めると答弁されたのですから、早急に取り組むべきと指摘します。

また、来年度から、医師、看護師、社会福祉士、介護福祉士等の有資格者に限定されるなど、介護支援専門員の受験要件が厳しくなれば、受験者が減少し、ますます人材確保が困難になることが懸念されます。立ち入った調査と養成確保を強化するよう、あわせて指摘します。

地方交通についてです。

北海道在住の作家で、北海道文学館の館長でもある池澤夏樹さんは、2月の新聞紙上で、北海道は、「もともと広大な土地であり人口密度は他の都府県より格段に低い。鉄道経営が営利企業として成り立ちにくい。」。国は持参金を持たせたが、後の低金利政策で「持参金は画餅に帰した」と述べた後、「現代の社会で交通権は基本的人権の一つではないのか。」「通勤、通学、通院の手段を保障することは国の責任ではないか。」と強調しています。まさに、道民の声を代弁していると言えます。

知事が交通権を守るという立場に立つなら、最低限、現状の鉄道網の維持がスタートラインではないのですか、伺います。

J R北海道は、参考人招致で、さまざまな形で自助努力を行った上でも、経常損益で180億円規模の赤字が継続すると述べ、北海道新幹線の赤字解消のめども示すことなく、単独で維持困難な路線と言って、廃線と地方負担を求めるという立場を鮮明にしました。J R北海道のツケを沿線自治体や地域住民に押しつける、大変許しがたいものです。

知事は、これまで、J R北海道に対し、徹底した経営努力を求めてきましたが、このたびの島田社長の姿勢に納得するのでしょうか。いかがか、伺います。

地方自治体や地域住民にJ R北海道のツケを負わせることがないように、知事が先頭に立って、国やJ R北海道と交渉することが必要と考えますが、どのように取り組むお考えか、伺います。

最後に、泊原発の再稼働等についてです。

知事の答弁は、国任せ、原子力規制委員会任せの無責任な答弁と言わざるを得ません。

新潟県は、独自の予算と人員を配置して、安全性の検証に取り組んでいます。昨年、新潟県を訪問し、米山知事と担当課から、直接、県の取り組みについてお話を伺い、大変感銘を受けました。

自治権を持ち、道民を守る責務がある知事は、新潟県のような姿勢こそ持つ必要があるはずで
す。知事自身がその重みをしっかり受けとめるよう強く指摘します。

以上で私の質問を終わります。（拍手）（発言する者あり）

○議長大谷亨君 知事。

○知事高橋はるみ君（登壇）佐野議員の再々質問にお答えをいたします。

最初に、旧優生保護法についてであります。審査や優生手術の実態把握などは、国において
全国一律に検討すべきものと考えており、今般、厚労省に対して要請を行ったところでありま
す。

道といたしましては、残された記録を保全するとともに、国との連携などに努めてまいりま
す。

次に、旧優生保護法に関する道の取り組みについてであります。私といたしましては、今
後、こうしたことが繰り返されることなく、個人の価値観などが十分尊重されるよう、障がいの
ある方々の権利擁護や子どもの未来づくりのための施策の推進に取り組んでまいります。

次に、地方交通に関し、まず、鉄道網についてであります。J R 北海道の危機的な経営状況
のもと、持続的な鉄道網を確立していくためには、J R 北海道の徹底した経営努力を前提に、国
の支援とともに、地域においても、可能な限りの協力、支援を行うことが重要と考えるところ
であります。

道といたしましては、こうした考えのもと、地域の皆様と、最適な交通ネットワークの確保に
向けた議論を加速してまいります。

最後に、J R 北海道の経営努力についてであります。J R 北海道が、国の支援や、地域によ
る協力、支援を求めていくためには、みずからが、経営再建に向け、経営の見通しについて早期
に示すことが不可欠であり、道といたしましては、J R 北海道に対し、経営再生に向けた考え
方を早期に取りまとめるよう求めるとともに、利用促進や経費節減、さらには、収益が見込める鉄
道事業以外の事業の育成など、具体的な取り組みを行うよう、強く求めていく考えであり、国に
対しても、実効ある支援を働きかけてまいります。

以上であります。

○議長大谷亨君 佐野弘美さんの質問は終了いたしました。

1. 休会の決定

○議長大谷亨君 お諮りいたします。

議案等調査のため、3月2日は本会議を休会することにいたしたいと思います。

これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長大谷亨君 御異議なしと認めます。

よって、そのように決定いたしました。

以上をもって本日の日程は終了いたしました。

【平成30年3月1日（木曜日） 第3号】

3月5日の議事日程は当日御通知いたします。

本日は、これをもって散会いたします。

午後4時27分散会